

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待認定にかけての演習

山本係長 職員 石井係員
東西市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止研修 自治体職員コース
施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待認定にかけての演習です。
3時間をお預かりしています。

- (1)施設従事者虐待の演習に入る前に、面接ロールプレイ(2人1組)のペアを決めます。ペアが決まったら、1回目のロールプレイで目撃者になる人、2回目のロールプレイで目撲者になる人を決めてください。
- (2)最初に、1回目の目撃者役の人だけが動画1を見ます(2回目の目撲者役の人は会場から退室)。
- (3)次に、1回目の目撲者役の2回目の目撲者役の人だけが動画2を見ます(1回目の目撲者役の人は会場から退室)。

動画の視聴が終わったら、施設従事者虐待の演習を開始します。

目撃者の動画2

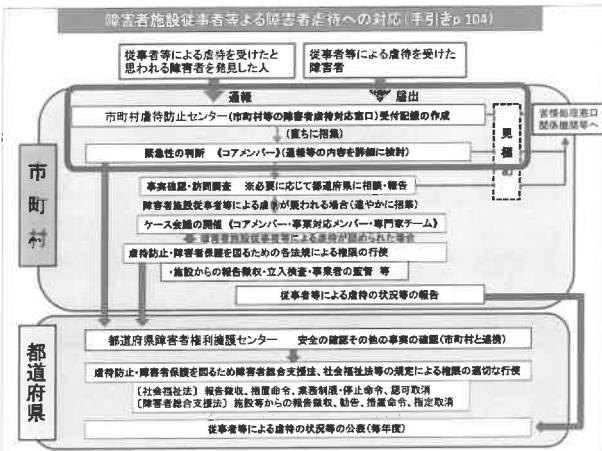


目撲者の動画1



障害者福祉施設従事者等の虐待通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、
実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの担当課長(または係長)の視点から、通報受理後の対応をどうするか考えてください。
動画をご覧ください。





(グループ演習1)

課長であるあなたは、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の打合せには、あなた(課長)と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。

あなたは、通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足しており、緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行ふことが必要と判断しました。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員に、通報者の生活介護事業所ほほえみ職員の太田さんに直接会って、職員の山田さんの行為について詳しく聞き取りをすることを指示しました。

通報者の太田さんからどのような聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

2. 市町村による事実の確認 (演習2: 通報者の情報に基づく事実確認調査の計画)

聞き取り記録1を配布

山本係長と石井係員は、太田さんからの聞き取り内容の記録「(聞き取り記録1)太田雅子さん聞き取り内容」を作成し、課長に報告しました。

あなたは、山本係長と石井係員に、次の聞き取りを指示しなくてはなりません。誰に、何を聞き取りに行くか、グループで話し合って決めてください。

また、生活介護事業所ほほえみに対して、任意で金子さんに関する記録のコピーの提出を求めるにしました。何の記録の提出を求めるか、挙げてください。(手引き・P.107)

(演習3: 生活介護事業所ほほえみへの事前連絡)

課長は、「(聞き取り記録1)太田雅子さん聞き取り内容」を元に、山本係長と石井係員に、生活介護事業所ほほえみの管理者・齊藤幸平さん、目撃者の佐藤広美さん、虐待を受けたとされる金子男治さん、金子さんを担当する相談支援専門員の齊藤幸平さんに、通報内容について事実確認調査に行くことを指示しました。この段階では、任意の調査のため、生活介護事業所ほほえみの協力が必要です。ほほえみの管理者に、通報者の秘密を守ることを前提に、事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、次の項目に沿って考えてください。

「調査を行う際の留意事項(手引き・P.109)」

- ・訪問の目的について
- ・職務について
- ・調査事項について
- ・調査への協力について
- ・障害者の権利について

3. 聞き取り等の調査の方法(演習4: 目撃者とされる職員の佐藤さんへの聞き取り演習)

通報者であるほほえみの職員太田さんへの聞き取りから、職員の佐藤さんも、職員の山田さんが利用者の金子さんを押さえつけたところを見ていたという証言を得ています。

佐藤さんへの聞き取り面接のロールプレイをします。

演習開始前に決めた2人1組になって行ないます。

目撃者役の人が、職員の佐藤さん役になります。もう一人が面接者役です。終わったら、役割を交代して面接を行ないます。

面接者役は、目撃者の佐藤さん役に自由再生質問、焦点化質問を中心に、動画の内容について聞き取りをしてください。

5分間面接のロールプレイをしたら、面接者役の人は、自分の質問が自由再生質問、焦点化質問、はいいえ質問が適切に行われていたか、誘導質問を行っていないか、目撃者役の人と話し合ってください。

(手引き・P.110)

より信頼のできる/自由度の高い

自由再生質問

(最初から最後まで、すべて話してください)

焦点化質問

(そこをもっと詳しく話してください)

選択式質問

(それはAですか、Bですか、それ以外ですか)

はいーいいえ質問

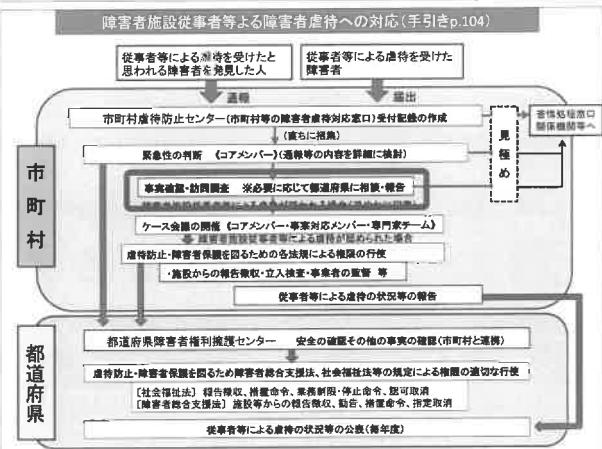
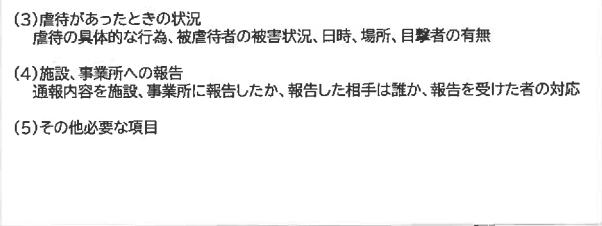
(それはAですか?)

誘導質問

(それはAですよね?)

より誘導的/自由度の低い

(科学警察研究所資料を参考に作成)





(演習5:職員の山田さんへの聞き取り調査の検討)

聞き取り記録2・3・4を配布

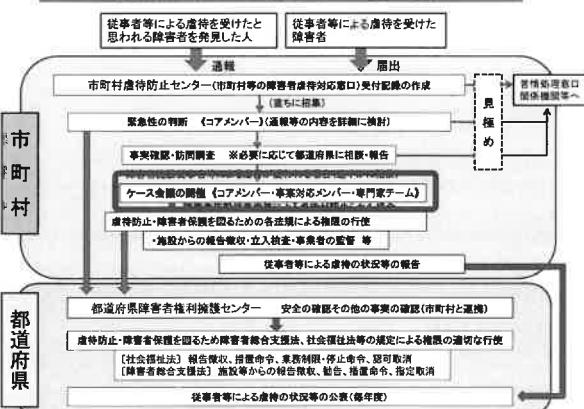
事実確認調査から、目撃者の佐藤広美さんの証言の他、「(聞き取り記録2)ほほえみ管理者川村康之さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録3)利用者金子勇治さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録4)相談支援専門員齊藤幸平さん聞き取り記録」が作成され報告されました。これらを元に、虐待したとされる職員の山田隆司さんに対して、何を聞き取るか、項目を整理してください。

(演習6:記録の分析)

聞き取り記録5、資料2・3・4を配布

「(聞き取り記録5)サービス管理責任者山田隆司さん聞き取り記録」が作成され、報告されました。生活介護事業所ほほえみから、任意で「(資料2)生活介護事業所ほほえみ金子勇治さん支援記録」、「(資料3)金子勇治さん個別支援計画」、「(資料4)生活介護事業所ほほえみ2023年1月勤務表」の提出を受けました。今回の虐待通報の事実確認に関連した内容の記録を把握することができるか分析してください。

障害者虐待従事者等による障害者虐待への対応(手引きp104)



4. 市町村から都道府県への報告 (演習7:都道府県への報告)

目撃者であるほほえみ職員の太田さん、佐藤さん、山田さん、利用者の金子さん、相談支援専門員の齊藤さんの聞き取り記録、金子さんの日々の支援記録、個別支援計画、勤務表の分析を含め、虐待認定するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。

利用者の金子さんが有する自閉スペクトラム症の障害特性や支援の方法に関する情報を収集しました(資料5)。判断の参考にしてください。

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待認定にかけての演習 タイムテーブル

内容	時間
障害者虐待防止研修 自治体職員コース 施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待認定にかけての演習です。 3時間を予定しています。 (1) 施設従事者虐待の演習に入る前に、面接ロールプレイ（2人1組）のペアを決めます。ペアが決まったら、1回目のロールプレイで目撃者になる人、2回目のロールプレイで目撲者になる人を決めてください。 (2) 最初に、1回目の目撃者役の人だけが動画1を見ます（2回目の目撃者役の人は会場から退室）。 (3) 次に、1回目の目撃者役の2回目の目撃者役の人だけが動画2を見ます（1回目の目撃者役の人は会場から退室）。 動画の視聴が終わったら、施設従事者虐待の演習を開始します。	2分
2回目の目撃者役の人は会場から退室	3分
動画視聴	30秒
2回目の目撃者役の人が会場に入室し、1回目の目撃者役の人は会場から退室	3分
動画視聴	30秒
1回目の目撃者役の人が会場に入室	3分
障害者福祉施設従事者等の虐待通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの担当課長（または係長）の視点から、通報受理後の対応をどうするか考えてください。 動画をご覧ください。	1分
動画視聴	2分
(グループ演習1) 課長であるあなたは、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の打合せには、あなた（課長）と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。 あなたは、通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足しており、緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断しました。 至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員に、通報者の生活介護事業所ほほえみ職員の太田さんに直接会って、職員の山田さんの行為について詳しく聞き取りをすることを指示しました。 通報者の太田さんからどのような聞き取りを行なうか、内容を整理してください。	15分
グループワークの発表	5分

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待認定にかけての演習 タイムテーブル

2. 市町村による事実の確認 (演習2：通報者の情報に基づく事実確認調査の計画) 聞き取り記録1を配布 山本係長と石井係員は、太田さんからの聞き取り内容の記録「(聞き取り記録1) 太田雅子さん聞き取り内容」を作成し、課長に報告しました。 あなたは、山本係長と石井係員に、次の聞き取りを指示しなくてはなりません。誰に、何を聞き取りに行くか、グループで話し合って決めてください。 また、生活介護事業所ほほえみに対して、任意で金子さんに関する記録のコピーの提出を求めるにしました。何の記録の提出を求めるか、挙げてください。	10分
グループワークの発表 (演習3：生活介護事業所ほほえみへの事前連絡) 課長は、「(聞き取り記録1) 太田雅子さん聞き取り内容」を元に、山本係長と石井係員に、生活介護事業所ほほえみの管理者・齊藤幸平さん、目撃者の佐藤広美さん、虐待を受けたとされる金子勇治さん、金子さんを担当する相談支援専門員の齊藤幸平さんに、通報内容について事実確認調査に行くことを指示しました。この段階では、任意の調査のため、生活介護事業所ほほえみの協力が必要です。ほほえみの管理者に、通報者の秘密を守ることを前提に、事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、次の項目に沿って考えてください。	10分
グループワークの発表 3. 聞き取り等の調査の方法 (演習4：目撃者とされる職員の佐藤さんへの聞き取り演習) 通報者であるほほえみの職員太田さんへの聞き取りから、職員の佐藤さんも、職員の山田さんが利用者の金子さんを押さえつけたところを見ていたという証言を得ています。 佐藤さんへの聞き取り面接のロールプレイをします。 演習開始前に決めた2人1組になって行ないます。 目撃者役1の人が、職員の佐藤さん役になります。もう一人が面接者役です。終わったら、役割を交代して面接を行います。 面接者役は、目撃者の佐藤さん役に自由再生質問、焦点化質問を中心に、動画の内容について聞き取りをしてください。 10分間面接のロールプレイをしたら、面接者役の人は、自分の質問が自由再生質問、焦点化質問、はい・いいえ質問が適切に行われていたか、誘導質問を行っていなかったか、目撃者役の人と話し合ってください。 (司会が10分カウントし、終了を告げる)	25分
面接の感想発表 目撃者1・2が見た動画の確認 休憩	5分 10分

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待認定にかけての演習 タイムテーブル

(演習5：職員の山田さんへの聞き取り調査の検討) 聞き取り記録2・3・4を配布 事実確認調査から、目撃者の佐藤広美さんの証言の他、「(聞き取り記録2) ほほえみ管理者川村康之さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録3) 利用者金子勇治さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録4) 相談支援専門員斎藤幸平さん聞き取り記録」が作成され報告されました。これらを元に、虐待したとされる職員の山田隆司さんに対して、何を聞き取るか、項目を整理してください。	15分
グループワークの発表 (演習6：記録の分析) 聞き取り記録5、資料2・3・4を配布 「(聞き取り記録5) サービス管理責任者山田隆司さん聞き取り記録」が作成され、報告されました。 生活介護事業所ほほえみから、任意で「(資料2) 生活介護事業所ほほえみ金子勇治さん支援記録」、「(資料3) 金子勇治さん個別支援計画」、「(資料4) 生活介護事業所ほほえみ2023年1月勤務表」の提出を受けました。今回の虐待通報の事実確認に関連した内容の記録を把握することができるか分析してください。	20分
グループワークの発表 4. 市町村から都道府県への報告 (演習7：都道府県への報告) 目撃者であるほほえみ職員の太田さん、佐藤さん、山田さん、利用者の金子さん、相談支援専門員の斎藤さんの聞き取り記録、金子さんの日々の支援記録、個別支援計画、勤務表の分析を含め、虐待認定するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。 利用者の金子さんが有する自閉スペクトラム症の障害特性や支援の方法に関する情報を収集しました(資料5)。判断の参考にしてください。	20分
グループワークの発表	10分

(資料1) 相談・通報・届出受付票

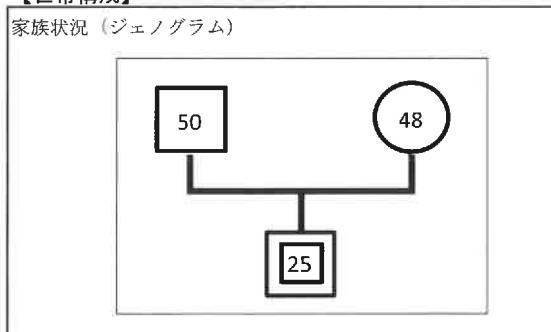
相談年月日	○年 ○月 ○日 ○時○分～ ○時○分			対応者： 石井	所属機関： 東西市虐待防止センター
相談者 (通報者)	氏名	太田雅子		受付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または 所属機関名	生活介護事業所ほほえみ		電話番号	×××-〇〇〇-△△△△
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()			

【本人の状況】

氏名	金子勇治	性別	男	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 ○年 ○月 ○日	年齢	25歳	
現住所	東西市△△町□□□						住民票登録住所 <input checked="" type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異	
居所	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 ()	<input type="checkbox"/> 施設 ()			<input type="checkbox"/> その他 ()			
程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 区分 (4) <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 申請予定							
利用サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input type="checkbox"/> 有 (生活介護)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	相談支援事業所		ほほえみ相談支援事業所			
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 () <input checked="" type="checkbox"/> 知的障害 (重度)	<input type="checkbox"/> 精神障害 ()	<input type="checkbox"/> その他 (自閉スペクトラム)					
障害者手帳	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (種別: 療育手帳 等級: A)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不	その他特記事項:					
経済状況				<input type="checkbox"/> 生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】



【養護者の状況】

氏名	金子太郎 陽子	年齢	50歳 48歳	
続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 親 (父 母) <input type="checkbox"/> きょうだい () <input type="checkbox"/> 口子 () <input type="checkbox"/> 子の配偶者 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
連絡先	東西市△△町□□□			
	電話番号	×××-〇〇〇-□□□□	職業	会社員・主婦
その他特記事項				

【主訴・相談の概要】

相談内容	職員が利用者を床に押し倒し、体の上に馬乗りになって押さえつけたのを2ヶ月前に見た		
虐待の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な内容を記載) 市内在住の知的障害と自閉スペクトラム症がある利用者の金子勇治さん(25歳)が興奮したのを止めようとして、職員の山田隆司さんが金子さんを床に押し倒し、体の上に馬乗りになって押さえつけたのを2ヶ月前に見た。金子さんにけがなどはなかったが、昨日、虐待防止研修を受けて、あれは虐待だったのだ理解し、通報した。それ以前にも、職員の山田さんは、利用者の金子さんが興奮すると背後から羽交い締めにしたり、壁に腕をもって押さえつけたりしたことがあった。金子さんは、現在も通所しているが、		
情報源	相談者(通報・届出者)は <input checked="" type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者()から聞いた		

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了: <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名:) <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 相談継続: <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容:) <input checked="" type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他()
備考()

社団法人日本社会福祉士会作成 高齢者虐待対応帳票Ver IIを元に作成

日付	支援記録	記録者
2021/05/09	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/11	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/12	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/16	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/17	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/18	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/19	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/30	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/05/31	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/03	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/08	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/09	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/15	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/16	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/17	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/20	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/22	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/23	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/06/28	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/07/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/07/04	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/07/05	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/07/06	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2021/08/06	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/07	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。※サビ管が山田さんに交代した。	太田
2022/04/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/11	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/12	本人がパン作りをしようとしたときに、サビ管の山田さんが空き缶つぶしの作業に変更した時に、気持ちのコントロールができなくなりかけた場面はあったが、かんしゃくを起こすことはなかった。	太田
2022/04/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/14	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/17	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/18	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/20	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/21	朝から機嫌がよくなかった。サビ管の山田さんの注意に感情的になり、物にあたることもあったため、山田さんの指示でお母さんに連絡した。	太田
2022/04/24	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/25	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/04/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/05/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/02	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/05	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/06	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/07	感情のコントロールができず、ゴミ箱を投げた。その後持ち直して、午前中はパン作りをした。午後は帰りたいと言い出したが、最後まで仕事をしてもらった。	太田
2022/06/08	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/09	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/12	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/14	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/16	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/19	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/20	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/21	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/22	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/23	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/06/28	午後の活動内容を山田さんが変えたため感情を乱す事が、その後、冷静を取り戻すことができた。	太田
2022/06/29	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/03	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/04	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/05	朝、感情のコントロールが出来ず、ゴミ箱にあたっていた。その後、落ち着きを取り戻して最後まで活動に参加できた。	太田
2022/07/06	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田

日付	支援記録	記録者
2022/07/07	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/11	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/12	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/14	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/18	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/19	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/20	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/21	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/25	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/26	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/28	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/07/31	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/02	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/04	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/07	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/08	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/18	朝から感情のコントロールができずパンを入れる透明ケースをこわしてしまった。その後、最後まで活動に参加できたが、途中感情をコントロールが出来なくなりそうになつたことがあつた。	太田
2022/08/21	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/22	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/23	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/24	サビ管の山田さんが、床のマットを素手で触った時に手を洗うよう注意したときに感情のコントロールができなかつた。	太田
2022/08/29	朝、早退させてほしいといつてきました。しかし、具体的な理由がなかつたため、最後までいるように話した。そうしたら、物に当たつていた。	太田
2022/08/30	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/08/31	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/01	サビ管の山田さんから何度も注意されて、感情的になつたが、最後まで活動に参加できた。	太田
2022/09/04	サビ管の山田さんから何度も注意されて、感情的になつたが、最後まで活動に参加できた。	太田
2022/09/06	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/07	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/08	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/11	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/12	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/19	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/20	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/21	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/22	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/26	サビ管の山田さんから注意をされ物におたつてしまつた。午後は落ちついていた。	太田
2022/09/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/28	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/09/29	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/02	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/03	朝、感情のコントロールができず、物にあたつていた。パンの作業に入ると落ち着きを取り戻していた。その後、メモに書いたスケジュールにもとづきスムーズに仕事ができていた。	太田
2022/10/04	朝、感情のコントロールができず物にあたつていた。サビ管の山田さんから、今後、本人の様子をみて、作業が難しい場合には、早退してもらうことも考えて支援することになった。	太田
2022/10/05	朝、感情的になつたが、物にあたることはなかつた。	太田
2022/10/06	午前中は感情が高ぶつていた。午後になつても、いつものような元気さはあまり感じられなかつた。	太田
2022/10/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/11	朝から不調。午後の芸術活動では「眠い」と言って動かず注意すると物にあたつた。	太田
2022/10/12	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/13	朝から不調。活動に参加できず、帰る、帰らないの話しになつた。	太田
2022/10/16	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/19	パン作りの作業中、自分の思いと違う事があるたびに感情のコントロールを乱していた。	太田
2022/10/23	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/24	テーブルの拭き掃除をしたが、拭いたところがムラになつていていたため、サビ管の山田さんが注意をしたところ、興奮してゴミ箱を投げた。	太田
2022/10/27	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/10/30	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/01	パン作りの活動中、サビ管の山田さんが商品のラベル貼りを頼んだ依頼したところ、感情のコントロールができなくなつた。	太田
2022/11/02	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/09	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/10	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田

日付	支援記録	記録者
2022/11/14	朝、パン作り以外のことをサビ管の山田さんに指示されて、感情のコントロールができなくなつた。	太田
2022/11/16	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/21	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/22	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/11/24	パン作り以外の活動を、サビ管の山田さんから指示されて感情のコントロールができなくなつた。	太田
2022/11/28	テーブル拭きが自分のペースでできず、サビ管の山田さんから注意を何度もされて感情のコントロールがうまくいかなくなつた。	太田
2022/11/29	パン作りのスピードが遅い事を、サビ管の山田さんから再三注意され、感情のコントロールができなくなつた。	太田
2022/11/30	パン作りのスピードが遅い事を、サビ管の山田さんから再三注意され、感情のコントロールができなくなり、ゴミ箱を投げた。	太田
2022/12/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/12/05	手の指につけたバンドエイドを気にしていたことで、パン作りの作業が止まり、サビ管の山田さんから注意されると、感情のコントロールができなくなつた。	太田
2022/12/12	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/12/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/12/18	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/12/19	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/12/20	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2022/12/22	今週は感情が不安定であった。今日も、サビ管の山田さんと本人の仕事の手順にくいちがいがあり、そのことがもとになって、感情のコントロールができなくなつた。	太田
2022/12/27	朝、パン作りの活動中から感情が安定していなかった。仕事が手につかず結局早退することになった。	太田
2023/01/04	朝、パン作りの活動中から感情が安定していなかった。仕事が手につかず結局早退することになった。	太田
2023/01/05	パン作りの作業で、サビ管の山田さんから何度も注意を受けているうちに、感情のコントロールができなくなり、ゴミ箱を投げた。	太田
2023/01/09	テーブルの拭き清掃をしていたが、指先を気にして仕事が進まず、サビ管の山田さんから注意を受け、興奮してゴミ箱を投げた。	太田
2023/01/10	パン作りの作業で、サビ管の山田さんから何度も注意を受けているうちに、感情のコントロールができなくなり、ゴミ箱を投げた。	太田
2023/01/11	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/01/15	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/01/17	パン作りの作業で、サビ管の山田さんから何度も注意を受けているうちに、感情のコントロールができなくなり、ゴミ箱を投げた。	太田
2023/01/18	パン作りの作業で、サビ管の山田さんから何度も注意を受けているうちに、感情のコントロールができなくなり、ゴミ箱を投げた。	太田
2023/01/19	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/01/23	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/01/24	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/01/31	テーブルの拭き清掃をしていたが、指先を気にして仕事が進まず、サビ管の山田さんから注意を受け、興奮してゴミ箱を投げた。	太田
2023/02/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/02/02	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/02/26	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/02/28	パン作りの作業で、サビ管の山田さんから何度も注意を受けているうちに、感情のコントロールができなくなり、ゴミ箱を投げた。	太田
2023/03/01	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/03/02	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/03/06	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/03/07	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/03/13	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田
2023/03/30	午前はパン作りをする。午後は芸術活動する。	太田

(資料3)個別支援計画

利用者氏名 金子勇治 様

作成年月日 2022年10月1日

ご本人の希望	パン作りと芸術活動をがんばる
--------	----------------

到達目標

長期目標	思うようにならない場面でも落ち着けるようになる。
短期目標	生活リズムを整え、感情のコントルールができるようになる。

具体的な目標と支援計画等

具体的な目標	支援内容(留意点)	支援期間	サービス提供機関
生活を見直す	睡眠時間が不規則なため、午前中に落ち着かない傾向がある。自宅での生活リズムを整えるようご家族にお願いしていく。	2022年10月1日～ 2023年3月31日	生活介護事業所ほほえみ
落ち着けるようになる	興奮して物を投げて壊すという行為が、ご本人にとってマイナスになることを実感していただき、その行動を減らせるように支援する。	2022年10月1日～ 2023年3月31日	生活介護事業所ほほえみ

次回個別支援計画策定時期 2023年 4月 1日頃

2022年 10月 1日 利用者氏名 金子勇治



サービス管理責任者 山田隆司



2023年1月 勤務表

		川村	山田	太田	佐藤	田村	鈴木
日	月	休	休	休	休	休	休
1日	月	休	休	休	休	休	休
2日	火	休	休	休	休	休	休
3日	水	○	○	○	○	○	○
4日	木	○	○	○	○	○	○
5日	金	○	○	○	○	○	○
6日	土	休	休	休	休	休	休
7日	日	休	休	休	休	休	休
8日	月	休	○	○	○	○	○
9日	火	○	○	○	○	○	○
10日	水	○	○	○	○	○	○
11日	木	○	○	○	○	○	○
12日	金	○	○	○	○	○	○
13日	土	休	休	休	休	休	休
14日	日	休	休	休	休	休	休
15日	月	○	○	○	○	○	○
16日	火	○	○	○	○	○	○
17日	水	○	○	○	○	○	○
18日	木	○	○	休	○	○	○
19日	金	○	休	○	○	○	○
20日	土	休	休	休	休	休	休
21日	日	休	休	休	休	休	休
22日	月	○	○	○	○	○	○
23日	火	○	○	○	○	○	休
24日	水	○	○	○	○	○	○
25日	木	○	○	○	○	○	○
26日	金	○	○	○	○	○	○
27日	土	休	休	休	休	休	休
28日	日	休	休	休	休	休	休
29日	月	○	○	○	○	○	○
30日	火	○	○	○	○	○	○
31日	水	○	○	○	○	○	○

(資料 5)自閉スペクトラム症に関する資料

自閉スペクトラム症の診断については、DSM-5で、下記などの条件が満たされたときに診断される。

- 1)複数の状況で社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的欠陥があること
- 2)行動・興味、または活動の限定された反復的な様式が 2 つ以上あること(情動的、反復的な身体の運動や会話、固執やこだわり、極めて限定され執着する興味、感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さなど)
- 3)発達早期から 1, 2 の症状が存在していること
- 4)発達に応じた対人関係や学業的・職業的な機能が障害されていること
- 5)これらの障害が、知的能力障害(知的障害)や全般性発達遅延ではうまく説明されないこと

自閉スペクトラム症の症状は、重症度は様々であるが、言葉の遅れ、反響言語(オウム返し)、会話が成り立たない、格式張った字義通りの言語など、言語やコミュニケーションの障害が認められることが多いっている。乳児期早期から、視線を合わせることや身振りをまねすることなど、他者と関心を共有することができず、社会性の低下もみられる。学童期以降も友だちができにくかったり、友だちがいても関わりがしばしば一方的だったりと、感情を共有することが苦手で、対人的相互関係を築くのが難しくなる。また、一つの興味・事柄に関心が限定され、こだわりが強く、感覚過敏あるいは鈍麻など感覚の問題も認められることも特徴的である。

自閉スペクトラム症の根本的な原因を治療することはまだ不可能であるが、彼らは独特的の仕方で物事を学んでいくので、個々の発達ペースに沿った療育・教育的な対応が必要となる。かんしゃくや多動・こだわりなど、個別の症状は薬によって軽減する場合がある。信頼できる専門家のアドバイスをもとに状態を正しく理解し、個々のニーズに合った適切な支援につなげていく必要がある。乳幼児期から始まる家庭療育・学校教育そして就労支援へと、ライフステージを通じたサポートが、生活を安定したものにすると考えられている。

(厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトeヘルスネット)

発達障害支援の基本原則は、次の通りとされている。

- 1)肯定的な対応をする

本人が成功体験をし、生き甲斐を感じ、自信をもって物事に取り組めるようにすることが支援の原則であること。

- 2)スマールステップによる支援

課題を細かく分けて一つずつクリアできるように手助けするスマールステップの支援を行うこと。

発達障害支援の基本的な方法としては、次の通りである。

- 1)環境を整える

発達障害の人のための環境調整としては、書くことや計算が苦手な人のためにはパソコンなどの適切な機器、集団内の暗黙のルールを読み取りにくい人のためにはルールをきちんと説明すること、学校や職場などで混乱してしまったときには落ち着くためにひとりになれる居場所や時間などの環境調整を行うこと。

- 2)視覚的な情報提示

発達障害の人のなかでも広汎性発達障害の特性をもっている人の多くは聴覚的(ことばでいわれること)よりも視覚的(目で見てわかる)情報の方が理解しやすいといわれている。とくに作業や仕事の手順などを順番に番号を振って手順書に整理したり、カレンダーや予定表で先の見通しをもてるようになれば、小黒板やボードに注意すべき点を書いておいたりという工夫が、支援する上で有効である。いつもとちがった変更があるときも図のように視覚的に示すとわかりやすくなる。社会的な文脈やルール、「他者がなぜそのようにふるまつたか?」などを文字やイラストにして示すことも有効である。

3)ピア(仲間)による支援

学校や職場に適応するためには、教師や上司からの支援だけでは限界がある。仲間たちの理解や自然なサポートがプラスされることが重要である。学校生活であれば、教師がクラスの子どもたちに対して意識的な働きかけることが必要である。仲間に支えられている安心感があれば、不安にならずにすみ、挑戦する気持ちが芽生え、失敗を減らすことにもつながる。

4)具体的・個別的なかかわり

発達障害の人は抽象的な指示や暗黙の了解、比喩的な表現や皮肉や冗談などの理解が困難な場合がある。集団のなかで誰かがある人に話しかけたことが自分にいわれているように感じてしまったり、逆に自分のことをいわれていてもわからないという人もいる。また何かに集中しているときに話しかけても注意が向けられないこともある。

指示や話しかける場合は注意がこちらに向いていることを確認し、できるだけ具体的な表現で伝えるようとする。

5)自己決定・自己選択

あらゆる支援は、押しつけであっては意味がない。本人が自己決定する機会を保障し、自己決定機会を設定していくことが支援の基本になる。自己決定の力を育てるためには、困難場面に出会ったときに単にこちらから支援を提供するだけでなく、必要な支援を自分で選んだり、解決法の選択肢を提示して自己決定を行ったりする経験を積み重ねていくことが必要である。ただし、経験がない状態で、何もないところから、いきなり決定するよう言われても対応することは困難である。いくつか選択肢を設定し、その中から選ぶことから始め、その場合も一つひとつの選択肢についての情報を本人にわかる形で伝え、たとえば、視覚的・具体的にメリットとリスクなどを明示しておくことなどが重要である。

(国立リハビリテーションセンター発達障害・情報センター)

(聞き取り記録 1)生活介護事業所ほほえみ職員 太田雅子さん聞き取り記録

金子勇治さんは、知的障害と自閉スペクトラム症がある利用者さんで、いろいろすると、指の皮を剥いたりして、常にバンドエイドを必要とする人なのですが、興奮して暴れるということはなかったんです。

金子さんは、急な予定変更が苦手なのですが、サービス管理責任者の山田隆司さんは、金子さんの日中活動の予定を急に変えたりして、金子さんことをイライラさせてしまうんです。そうなると、山田さんは、金子さんに「お母さんに言うよ」って言うんです。金子さんは、お母さんに言われたくないので、「お母さんに言わないで、言わないで」って繰り返して。

そのうち山田さんが近づいただけで、イライラしてきて、ゴミ箱を投げたり、テーブルクロスを破いたりするようになったんです。

それで、その行為がひどいときは、山田さんが金子さんの背中から腕を回して羽交い絞めにして止めていたんです。

2ヶ月前のときは、金子さんの暴れ方がすごくて、太田さんが金子さんを床に倒して馬乗りになつて押さえつけました。その時は、金子さんが「ごめんなさい、ごめんなさい、もうしません、もうしません。お母さんに言わないで」と言って、泣きだして。

太田さんは、「こうすれば、金子さんが暴れても止められるんだよ」と言っていました。

でも、サービス管理責任者の山田さんの手前、支援記録にそのことは書けませんでした。

その場面は、私その他に職員の佐藤広美さんも見ていました。

管理者の川村さんに報告しましたが、「山田さんは、金子さんが暴れるのを止めたんだから、危険防止のためでしょう。しかたないよね」と言っていました。

金子さんは、現在も通所しているが、時々興奮することがあります。

(聞き取り記録 2)生活介護事業所ほほえみ管理者 川村康之さん聞き取り記録

2ヶ月ほど前に、職員の太田さんから、金子さんがパニックになったときに、サービス管理責任者の山田さんが、危険防止のためにやむを得ず金子さんを押さえつけたことは聞きました。やむを得なかつたのだから、支援記録にも書かなくて良いと、太田さんには言いました。

金子さんは、時々興奮があるので、安全のために押さえることはやむを得ないです。

山田さんは、少し厳しいところもありますが、よくやってくれています。それさえも虐待と言われるのなら、どうしたらいいですか。

(聞き取り記録 3)生活介護事業所ほほえみ 利用者・金子勇治さん聞き取り記録(山本係長)

(山本) ほほえみの職員の山田さんを教えてほしいんですけども。

(金子さん) 山田さん。

(山本) 山田さんとのやりとりの中で、何か嫌だなと思ったことはありましたか。

(金子さん) 押さえ付けられてしまった。

(山本) どんなふうに押さえ付けられたんでしょうか。

(金子さん) 手で押さえ付けた。

(山本) そうですか。押さえ付けられたのは何回ぐらいですか。

(金子さん) 10回。

(山本) 押さえ付けられたときに、金子さんは立っていましたか。

(金子さん) もうちょっと仕事できるようにしたいです。

(山本) そうですか。山田さんは、金子さんを押さえ付けたときに何か言いましたか。

(金子さん) 分からない。

(山本) 金子さんが床に寝てるときに押さえ付けられたこともありましたか。

(金子さん) 床に押さえ付けられた。

(山本) 床に押さえつけられたのは何回ですか。

(金子さん) 10回。

(山本) 分かりました。そのとき山田さんは何か言いましたか。

(金子さん) 床に押さえ付けられた。終わり。終わり。

(聞き取り記録 4)相談支援専門員 斎藤幸平さん聞き取り記録

金子勇治さんは、障害支援区分4で、重度の知的障害と自閉スペクトラム症のある利用者さんです。

自閉スペクトラム症の人の特徴として、音声言語の理解が苦手なこと、視覚的な情報が理解しやすいこと、急な予定変更が苦手なこと、刺激の少ない環境が落ち着けること、などがあります。生活介護事業所には、金子さんが目で見て分かるように、絵カードでスケジュールを示し、急に予定を変更しないことをお願いしています。

2022年4月、サービス管理責任者が山田さんに代わってから、生活介護事業所で金子さんが興奮してしまうことが増えたので、心配していました。

(聞き取り記録 5)生活介護事業所ほほえみサービス管理責任者 山田隆司さん聞き取り記録

(山本)関係者からの聞き取りで、山田さんは利用者の金子勇治さんを羽交い締めにしたり、床に倒して馬乗りになって押さえつけたのを見たという話しを聞いています。そのときの状況や、どのような行為をしたか教えてください。

(山田)金子さんが興奮して暴れ出すと、近くにあったゴミ箱を投げようとするので、押さえることはしました。でも、馬乗りになるなんてしていません。とにかく、被害がないように止めるということはしましたが、押さえつけとはいないです。物を投げようしたら、危ないから止めたことはあります。

(山本)羽交い締めにしたり、床に倒して馬乗りになって押さえたところを見た、という話しがあるのですが、それについてはいかがですか。

(山田)そんなことをした覚えはありません。投げそうになった物は、投げられないように押さえましたが、金子さんを羽交い締めにしたり、馬乗りになって押さえたことはありません。

(山本)分かりました。羽交い締めにしたり、床に倒して馬乗りになって押さえたことはないですね。

(山田)金子さんが、かんしゃくを起こして自分から床に寝転だことはありました。でも、それを押さえてもしようがないので、周りの物をどかすだけでした。ごみ箱も何回も投げたことがあって。そうなってしまうと、金子さんに「落ち着いてください」と言っても落ち着けないので、お母さんに電話をして、今こういう状況なので家に帰します、という話をしたことはあります。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 :		
・サービス種別 :		
(事業者番号 : _____)		
・所 在 地 :	TEL	FAX

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別

氏 名		性別 ()	年齢 ()
障害の種類 (程度区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他 ()		

障害程度区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等

行動障害の有無 無 • 有 (行動関連項目 点)

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
	放棄・放置	経済的虐待	その他 ()
虐待の内容			
発 生 要 因	<input type="checkbox"/> 教育・知識・介護技術等に関する問題 <input type="checkbox"/> 職員のストレスや感情コントロールの問題 <input type="checkbox"/> 倫理観や理念の欠如 <input type="checkbox"/> 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ <input type="checkbox"/> 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ <input type="checkbox"/> その他		

障害者福祉施設従事者コース

講義 資料

法人・事業所の理念と管理者の役割

～障害者虐待防止の意義、障害福祉サービス事業者としての使命・倫理・価値・権利擁護～

社会福祉法人 北摂杉の子会
理事長 松上利男

なぜ虐待(暴行)が行われていたのか

【人材育成や研修、職場環境、人員配置】

【職員の資質や職場環境の問題】

虐待(暴行)の原因のひとつには、個人として以下の問題が挙げられる

- (1) 結果：支援に行き詰り、行動障害を抑える為に暴行に至った面があることは否定できない
 - ・支援スキルが不十分
 - ・また、虐待防止についての基礎知識がない。

【職員配置の問題】

センター全体の職員数は、法令上の基準を大きく上回っている

しかし、各寮の業務/支援内容や時間帯、利用者の生活スケ

- (2) ジュールに応じて、場面ごとで適切な人員配置がなされていなかったと言い難い

6

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐事件からの学び

【財部の管理制度、虐待防止体制、事業等に関する情報共有】

【幹部の選定・能力、管理制度の欠如】
平成24年1月、事業団体は養育園第2審に於ける施行に際する幹部等一覧表について

- (1) 人事課は文部省規則に記載される規定を遵守せず、改めて文部省規則に記載する規定を遵守せずにいた。
また、幹部の配置場所に記載する規定を遵守せず、改めて文部省規則に記載する規定を遵守せずにいた。
- (2) 事業団体の幹部は、虐待・暴行について「なるべく相談・報告しないように」という意思表示を記載。事業団体に対する虐待防止体制が機能せずになってしまったと考えられる。

【虐待防止体制の整備・運用の問題】

事業団においては、職員に対し虐待防止・権利擁護に関する研修を実施しており虐待防止委員会も設置形の場合は虐待防止体制を整備していた。

- (3) しかし、市町村等への通報も前回と同じく虐待防止体制がつくれてしまっていた。
- (4) また、一部の職員は、障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足。

幹部職員も、虐待防止に向か具体的な対策を執ろうという意識が欠けていた。

【事故等に関する情報共有の問題】

虐待防止の観点から、不適切な応対や事故(ヒヤリハット)の発現で問題点を検証し改善することも必要。

- (5) しかし、事業等の集計は一部あったものの、毎回院内対話会や各施設会議等ではなかなか

7

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件

○2013年（平成25年）11月26日に、養育園の利用者が、職員の暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡（3月11日傷害致死容疑で逮捕・3月31日起訴）

○これを受け、同年12月から本年2月にかけて、計28日間、養育園及び更生園等に対する立入検査を実施（職員延べ約350人を対象）
※確認された状況（平成16年度から平成25年度まで10年間）

身体的虐待（暴行）を行った職員 1人（被虐待者17人）
性的虐待 2人（被虐待者2人）心理的虐待 3人（被虐待者4人）

合計（実人数） 虐待者 15人、被虐待者 23人

*虐待者は延べ16人（この他に虐待を行った疑義のある者3人）

虐待事案から見た事業所の共通した、マネジメント・ガバナンス・組織運営の課題

【マネジメント・ガバナンス】

- ・理念「使命」「ビジョン」の欠如
・長期目標（運営方針）の欠如
・理事会・評議員会の形骸化、組織としての牽引体制の欠如

【コンプライアンスの欠如】

組織的な導入運営監視の欠如

→役割分担と指揮命令系統、責任の所在等が不明確

→情報収集監視監督の体制（特に家庭に対する）

・職員・関係機関との連携（情報交換・問題解決等）の欠如

【利用者支援】

【人材育成】

・組織的・計画的な採用と育成がなされていない

→特に自閉症についての専門性、行動障害の理解と支援についての専門性の大差

・利用者支援におけるPDCPAガイドルームの欠如

・利用者支援についての組織的運営の欠如

・組織的・計画的な採用と育成がなされている

→利用者に対する人権意識や支援についてのコアバリューの欠如

・スーパーバイジョンの欠如

・利用者支援における関係機関等との連携の欠如

8

県の立入検査による主な事実認定について

(1)養育園第2案における虐待について

・平成23年5月から平成25年11月までに、5人の暴行が確認された

・平成23年3月頃に、別の1人の暴行が確認された

・平成23年度に、他の3人の暴行の目撃証言がある（3人は自ら否認）

・平成19年4月に、別の1人の暴行が確認された

・暴行に至った5人のうち2人の供述要約は以下の通り（2人のうち1人は平成26年3月11日に傷害致死容疑で逮捕）

・各職員とも認められると見られるつまらない、支援に行き詰った際、先輩等の暴行を見る中で容易に暴行に至った

(2)虐待の目撃者について

・この5人の暴行を自認した3人は、見て見ぬふりをして、上司への報告や通報はしていない

・平成23年3月頃の暴行の目撲者は、注意はしたもの、報告や通報はしていない

・当該職員が行った別の暴行の目撲者は、注意もせず、同僚に話しただけだった

・別の疑義案件である暴行の目撲者は、驚いたのみで、何も対応しなかった

虐待防止法の施設虐待に対する対応スキーム

・虐待防止法の施設虐待に対する対応スキームとは、言うまでもなく通報義務と施設内の体制整備のことである。

・（袖ヶ浦総合福祉センターでの虐待について）事件後の調査によって、複数の職員による組織的な虐待行為が続いており、それにも関わらず職場の誰も通報しなかつたし、支援記録や支援日誌にそうした事態が記録されることがなかった。

・施設内に虐待防止委員会や第三者苦情委員会が設置され、ヒヤリハット委員会まで開催されていたが、そうした組織内チェック機構に問題が提起されることもなかった。

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会委員長
国学院大学教授
佐藤彰一

9

県の立入検査による主な事実確認について

(3)施設長等の対応について

・平成23年12月、4人（うち1人は逮捕者）の職員の暴行/疑義について、別の職員が上司に報告（通報）

・平成24年1月、施設長/サブマネージャーが、この4人に事情聴取

・うち2人（1人は逮捕者）に関しては、暴行を確認し指導した

・施設長は、この平成24年1月の指導後、この2人への個別指導も含め具体的な指導を行っていない

(4)外部への報告について

・これらの暴行/疑義に関する情報について、県はもとより、理事・評議員会、事業団内虐待防止委員会、外部機関による第三者評価の機会等において一切報告されていない

（1）運営管理の責務

10

運営管理者の責務

理事長・施設長の責務の一つは、明確な組織としての「理念」（何故組織は存在するのか）「ミッション」（何を成すべきなのか）を示し、その「理念」と「使命」に基づく長・中期計画（ビジョン・未来のあるべき姿）を策定し、PDCAサイクルを回し続ける組織的運営をすることにあります。

しかし、どんなに立派な「理念」や「ミッション」「ビジョン」があっても、それを実現するのは職員です。理事長・施設長の二つの責務は、現場力を高めること、人材育成です。人材育成を組織的に行うには、組織的計画的な人材の採用と育成、対人援助専門職としての倫理と価値を自覚した質の高いサービス提供が出来る対人援助技術習得のための研修の提供です。人材育成の基本は、OJTを基本としたスーパーバイザーによるスーパービジョンです。スーパーバイザーの養成が求められますが、外部スーパーバイザーによるスーパービジョンも一つの方法としてあります。

（「障害者福祉施設における障害者虐待の防止と対応の手引き」より）

11

私たちは何故存在するのか？(Why)

16

福祉事業所におけるマネジメント・ガバナンスとは？

12

社会福祉法における社会福祉法人の役割と機能

【役割】	【第24条 経営の原則】 ・社会福祉事業の主たる 担い手 ①自主的に経営基盤の強 化 ②サービスの質の向上 ③事業経営の透明性を図 る
【機能】	<ul style="list-style-type: none"> ・自主性 ・サービスの質の向上 ・事業運営の透明性

17

明確な「理念」「使命」「ビジョン」に基づくマネジメント

【理念】	・私たちは何故存在するのか？(Why)
【使命・ビジョン】	・私たちは何を成すべきなのか？(What)
【オペレーションカ(現場力)】	・私たち、私たちの「理念」「使命」「ビジョン」をどのように実現する のか？(How)

目標達成に向けてPDCAサイクルを回し続けることが重要！

13

社会福祉法人の社会的役割

第24条 【人と社会の変革】
（「非営利組織の経営」ドラッカー）

経営の原則

【社会の公器】	地域の福祉課題を解決し、必要とされる サービスを創造する為の、地域の全ての 人々の財産・資源
【先駆的・開拓的役割】	制度の谷間にある福祉課題を解決する 為に必要な サービスの創造・支援モデルの発信

18

**マネジメント(management)
-ピーター・F・ドラッカ---**

【マネジメント3つの目的】

「マネジメントとは、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法の事である」

「経営とは、成果を生み出す業務行為こそ、経営そのものです」

14

私たちは何を成すべきなのか？(What)

19

**ビジョンと目的の重要性
-3人の煉瓦職人の話-**

ある通行人が3人の煉瓦職人に尋ねました。
通行人：「何をしているのですか？」
一人目：「煉瓦を積み上げています」
二人目：「大きな教会の壁を造っています」
三人目：「この村に夢と希望をもたらしたい」
それにふさわしい立派な教会を造る為に、
働いています」

15

社会福祉法におけるサービス提供の基本的視点

【第3条 福祉サービスの基本的理念】

個人の尊厳の保持	①利用者が心身ともに育成 ②能力に応じ自立した日常生活 ③良質かつ適正なもの
-----------------	--

20

虐待防止におけるマネジメント・ガバナンス・組織運営の要諦

障害者虐待防止のマネジメント・ガバナンス・組織運営の要諦は、組織の「理念」「使命（ミッション）」「ビジョン」を示して、それらを組織運営（人材確保・育成・利用者支援など）に落とし込みをしているかが重要である。

虐待防止体制整備についても「理念」「使命（ミッション）」「ビジョン（中長期計画）」に基づいた「虐待防止年度計画」を作成して、進捗管理を行い実施することが肝要である。すなわちPDCAサイクルを回し続けることである。

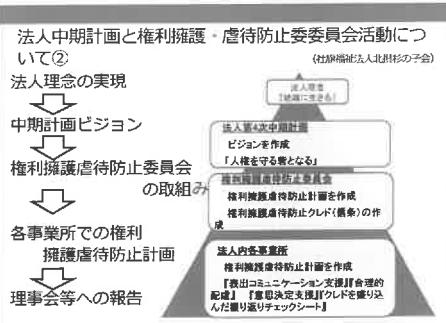
21

私たちのコア・バリューは何か？どのように価値を生み出すのか？
（会報社法人北根形の子会）

利用者支援のコア・バリュー

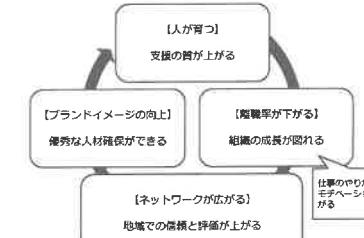
- 【統合化】 利用者のそれぞれのニーズに基づいた個別的な支援を推進します。
- 【個別化】 利用者の個々に様々な障がいや精神的・社会的原因で、ニーズを理解し、利用者自身がそれを癒癒・解消し、そのニーズを実現する為に努力します。
- 【専門性】 地域に暮らす知的障がいのある人やその家族に対して、施設の機能・専門性を活用し、個別の支援を行います。
- 【地域】 利用者本位を中心として、家族や周囲環境、地域住民との連携を大切にし、地域を推進します。
- 【連携】 また、支援を行う上で、地域の資源を大切にします。
- 【人権】 利用者的人権を中心に捉えた支援を行います。
また、社会に対する啓発運動を積極的に行っていきます。

26



22

人材確保と育成・職員の成長が組織の成長に繋がる

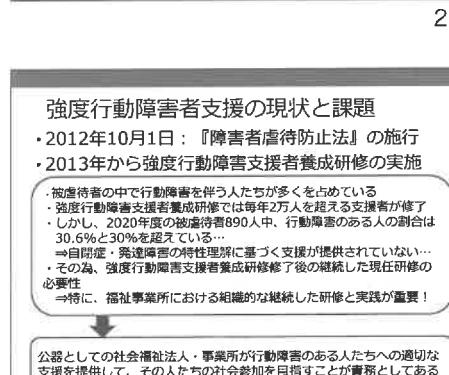


27



23

行動障害を伴う利用者に対する支援力向上に向けた組織的アプローチ



28

虐待防止推進に向けた人材確保と育成の要諦

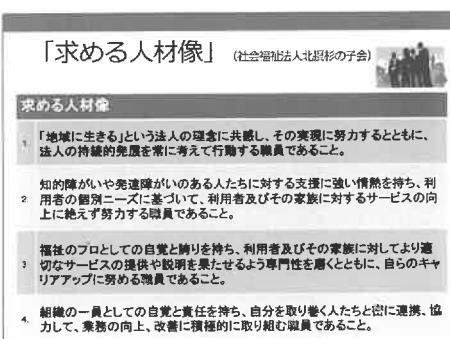
- ・組織として必要とする明確な人材像を示す。
- ・支援者としての在り方（倫理・価値・コアバリュー）を示す。
- ・職員に対するキャリアアップ支援（人材育成計画と研修、スーパーバイズを基本としたOJT、キャリアパスへの支援、資格取得支援、業務貢献表彰など企画提案力アップに向けた支援など）
- ・自由闇に議論できる職場環境の醸成。
- ・働きやすい環境、定着支援（ワークライフバランスの導入、ストレスマネジメントなど）
- ・行動障害のある利用者への支援力アップ

24

4.行動障害のある人への適切な支援を実現す組織的アプローチの基本は？

- ・OJTを基本としたスーパーバイジョンの仕組み
※支援者の育ち、組織の育ち、パーンアウトさせない
- ・スーパーバイジョンを担うスーパーバイザーの養成
- ・外部スーパーバイザー、コンサルテーションの導入、活用
- ・チームによる支援
※支援についての共通理解が重要
(特性理解、アセスメント、個別的な支援マニュアル etc.)
そして、個別支援について
徹底してPDCAサイクルを回し続けること
- ・地域資源の活用、相談支援事業を軸にした組織連携の創造

29



25

II. 虐待を防止するための日常の取組について①

社会福祉法人グロー
滋賀県障害者自立支援協議会
事務局長 大平真太郎

2. 職員集団で一人ひとりの利用者を支援する

- ・一人の利用者を一人の支援者で支えることはできない
- ・支援が上手くいかず無理やりの行為となったり、閉塞した関係性の中でストレスがたまり暴言や暴行につながったり
- ・一人の利用者は職員による集団で支えなければならない

利用者を職員集団で支援する
利用者を支援する職員集団をつくる

6

本講義のねらいと内容

<ねらい>

- ◆虐待としてみなされる状況（支援）は、極めて質の低い支援（上手くいっていない支援）が行われている状態ともいえる
- ◆日常的に質の高い支援の提供を目指す姿勢、体制があれば、虐待は起こりにくくなると考える
- ◆質の高い支援の提供をするにあたっての基本事項を確認する

<内容>

1. サービスを提供する人と利用する人の対等な関係を意識する（基本姿勢の共有）

2. 職員集団で一人ひとりの利用者を支援する

2

(1) 支援の質を高める支援プロセスについて考える



7

1. サービスを提供する人と利用する人の対等な関係を意識する

(1) 対等とは

- ・（よくある引用ですが・・・）広辞苑では
「双方の間に優劣・高下のないこと。双方同等であること。対々。」

(2) 社会福祉基礎構造改革（2000年）による措置制度による援助のから契約によるサービス利用へ

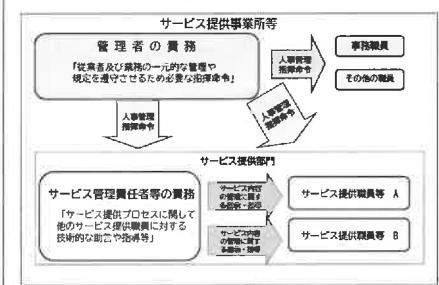
(ア) 対等な関係の確立

- (イ) 個人の多様な需要への総合的支援
- (ウ) 信頼と納得が得られる質と効率性
- (エ) 多様な主体による参入促進
- (オ) 住民参加による福祉文化の土壌の形成
- (カ) 事業運営の透明性の確保



3

管理者・サービス管理責任者等の役割イメージ



出典：平成30年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料

8

(3) サービス利用者とサービス提供者

- ・制度改革当時、「サービスって言葉には少し抵抗あり」という人も少なくありませんでした。

利用者：「お上の世話にはなりたくない」（慣れみは受けたくない）

支援者：「いやいや、支援を受けることは権利なんです。」

～でも「お客様は神様です」とは少し違うような・・・～

（※「お客様=神様」は間違った解釈らしいです。）

利用者：「生活するために必要なサービスを提供してほしい。」

支援者：「プロのサービス提供者としてあなたの希望に応じた質の高いサービスを提供します。」

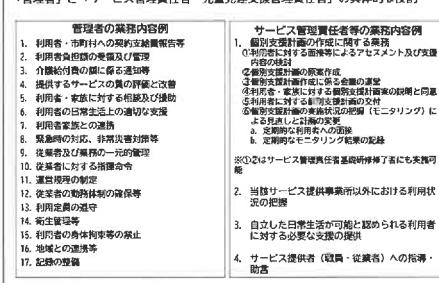
利用者：「あなたを選んでよかったです。」→支援の継続

「もっと〇〇な支援をしてほしいです。」→支援内容の変更

「別の事業者さんに支援をお願いすることにしました。」

→支援事業所の変更

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の具体的な役割



出典：平成30年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料

9

(4) 思考を身体化させる

マガーテルの言葉より

思考に気をつけなさい。それはいつか言葉になるから。
言葉に気をつけなさい。それはいつか行動になるから。
行動に気をつけなさい。それはいつか習慣になるから。
習慣に気をつけなさい。それはいつか性格になるから。
性格に気をつけなさい。それはいつか運命になるから。



- 思考を他者に表す行為は言葉と行動
- 行為への判断は他者が行うもの
- 「そんなつもりじゃなかったのに」は思考と行為が連動していない状況の可能性がある
- 思考を他者に表す行為として言葉と行動を常に意識することが重要
- 意識し続けると身体化され、無意識に思考を反映した行為となる
- 脳に身についているセンスの問題ではなく、身に着けていく機会と身についているかどうかの確認の機会が必要（研修の必要性）

4

例①) サービス管理責任者による一元的な支援管理

①複数機関（介護介助施設）、2名の担当者、3名の入所利用者の平均需要支給額区分5（行動障害者を除く者含む）

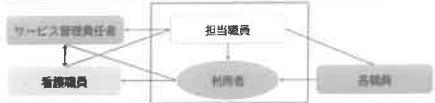
②配属職員：管理者1名、サービス管理責任者1名、生活支援員12名（人員配置基準加算額）、看護職員1名



10

例1) サービス管理責任者による一元的な支援管理

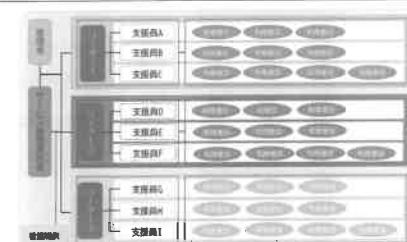
- ① サービス管理責任者が利用者との面談に基づいて個別支援計画の原案を作成
- ② サービス管理責任者と担当職員で個別支援計画について協議
- ③ サービス管理責任者による利用者・家族への個別支援計画の説明
- ④ 担当職員から各職員への支援手順、留意事項について共有
- ⑤ 各職員による支援の提供
- ⑥ 支援提供を行った各職員による日々の状況に関する記録
- ⑦ ひと月ごとの担当者による記録のまとめ（サマリーの作成）
- ⑧ （3ヶ月もしくは6ヶ月ごとに）担当職員からの聞き取りと利用者面談に基づいたサービス管理責任者によるモニタリング及び支援計画の修正
→②へ



11

例2) 利用者のグループ分けとチームによる支援体制

①実数職員：2名(介護職員：3名) ②利用者：3名 ③利用者のうち障害者支援区分5（行動障害を有する者含む）
④登録職員：2名(介護職員：3名) ⑤生活支援社員：1名 ⑥入院記録体験加算Ⅱ：1名 ⑦看護職員：1名



リーダー：強度行動障害支援者養成実践研修修了者及びリビング基礎研修終了
支援員：強度行動障害支援者養成基礎研修修了者

12

例2) 利用者のグループ分けとチームによる支援体制

- ① リーダーと各担当により各利用者の個別支援計画の原案を作成
- ② チームミーティングによりグループ内利用者の個別支援計画について検討
- ③ サービス管理責任者の最終確認により個別支援計画が完成
- ④ リーダーと各担当による各利用者の支援手順書の作成
- ⑤ チームミーティングにより支援手順書についての検討と修正
- ⑥ 利用者と関わる全職員に支援手順書を共有（記録のポイントなども記載）
- ⑦ 各職員による支援手順書に基づいた支援の提供
- ⑧ 利用者に対応した各職員による日々の記録
- ⑨ チーム職員による記録の確認
- ⑩ ひと月ごとの担当者による記録のまとめ（サマリーの作成）
- ⑪ 異時のチームミーティングによるグループ内利用者の様子の確認と必要に応じた支援手順書の修正
- ⑫ 3ヶ月～6ヶ月ごとにリーダーと担当職員による利用者面談およびサマリーに基づいた個別支援計画の見直し → ②へ

13

まとめとして

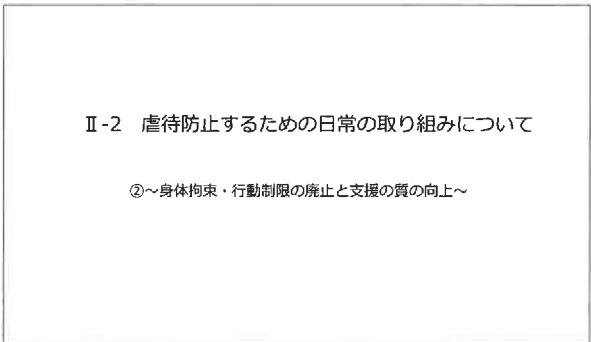
<基本姿勢の共有>

- ・支援の基本姿勢（価値感）とそれを表すための行為（技術）を構造的に理解しておくことが重要
- ・これらは、知っていて当たり前、先輩の背中を見て学ぶでは、確実に身につかない場合がある
- ・入職時の研修と継続的な確認の場が必要

<職員集団による支援>

- ・一人ひとりの利用者を複数の目と手（視点と技術）により支援していくこと
- ・困りごとを担当一人で抱えることなく職員集団で共有する
- ・業務には余裕がなくても、気持ちに余裕を持てる組織づくり

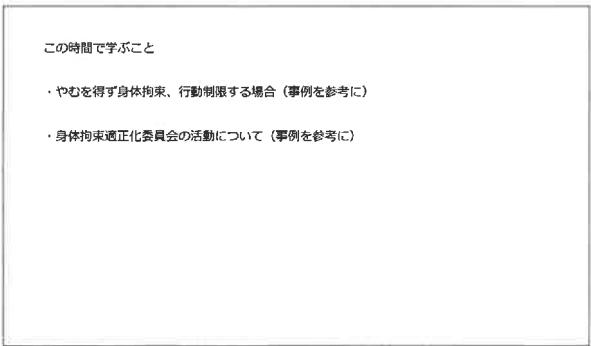
14



II-2 虐待防止するための日常の取り組みについて

②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～

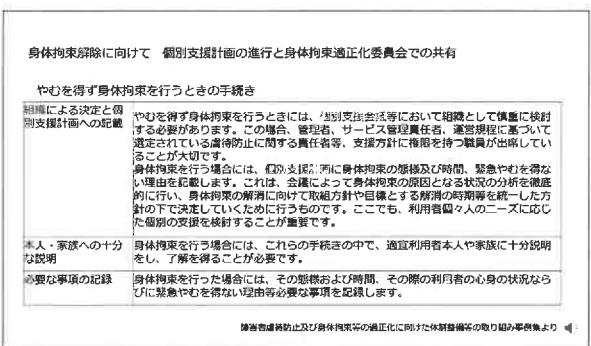
1



この時間で学ぶこと

- やむを得ず身体拘束・行動制限する場合（事例を参考に）
- 身体拘束適正化委員会の活動について（事例を参考に）

2



身体拘束削除に向けて 個別支援計画の進行と身体拘束適正化委員会での共有

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

相場による決定と個別支援計画への記載
やむを得ず身体拘束を行うときには、「勤労実績金制度等において相場として身体に接続する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営責任者に基づいて実施されている虐待防止の責任者等、支援方針に後援を持つ職員が担当していることがあります。」

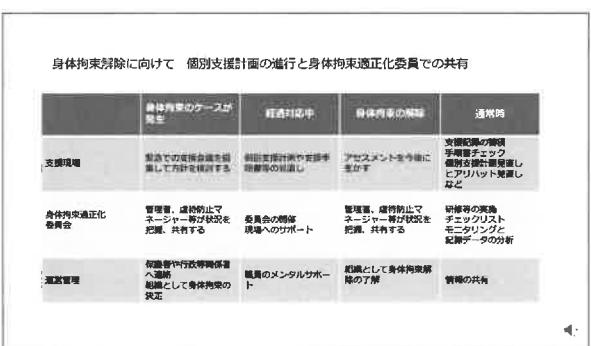
身体拘束を行う場合には、「勤労実績金制度等による身体拘束の基準及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的にを行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時限等を統一した方針の下で実施していくために行うものです。ここでも、利用者数4人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。」

本人・家族への十分な説明
身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分説明をし、了解を得ることが必要です。

必要な事項の記録
身体拘束を行った場合には、その都度および時間、その際の利害者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取り組み事例集より

3



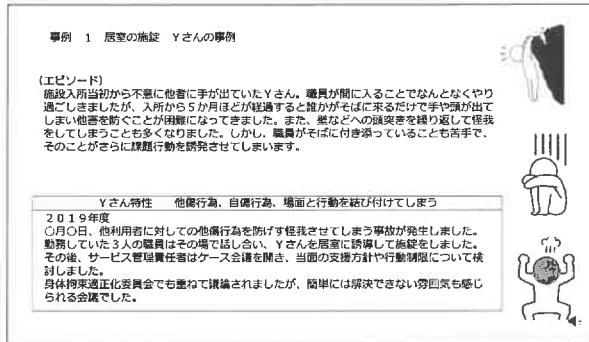
4



やむを得ず身体拘束をした事例から

	身体拘束のケースが発生	経過対応中	身体拘束の解除	通常時
支援現場	要介護者の支持会員を指導して方針を検討する。	前回支持会員や支拂手の相談し	アセスメントを今後に生かす	支援現場の実績手帳審査チェック個別支援計画見直しヒアリハット実施など

5



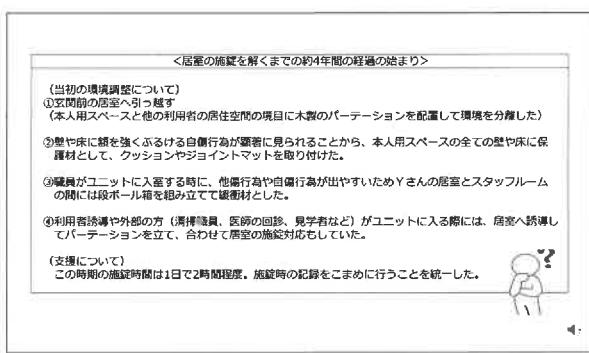
事例 1 居室の施設 Yさんの事例

(エピソード)
施設入所当初から不器用に他人に手が出ていたYさん。職員が間に入ることでなんなくやり過ごしましたが、入所から5ヶ月ほどで毎日するといつかがそばに来るだけで手や頭が出てしまい危険な行為になりました。また、壁などの隣突きを繰り返して怪我をしてしまったことがあります多くなりました。しかし、職員がそばに付き添っていることも苦手で、そのことがさらに課題行動を誘発させてしまいます。

Yさん特性	他傷行為、自傷行為、場面と行動を組び付けてしまう
2019年度	○月〇日、他利用者に対する他傷行為を防ぐ手段を設けてしまふ事故が発生しました。対応した3人の職員はその場で話し合い、Yさんを居室に誘導して施設をしました。その後、サービス管理責任者はケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討しました。 身体拘束適正化委員会でも重ねて議論されましたが、簡単には解決できない旁観気も感じられる会議でした。



6



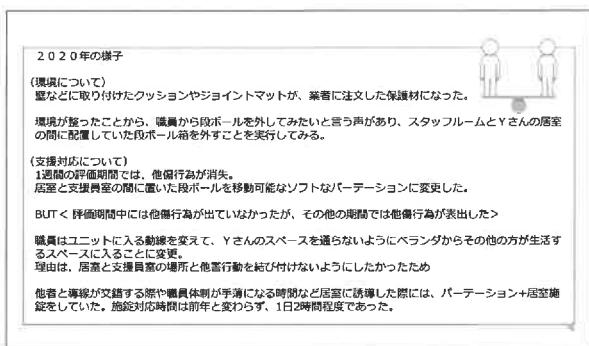
<居室の施設を解くまでの約4年間の経過の始まり>

(当初の環境調整について)
①玄関前の廊道へ引っこぎ
②本人用スペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーテーションを配置して環境を分離した
③壁や床に頭を強くぶける自傷行為が頻繁に見られることから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやショートマットを取り付けた。
④職員がユニットに入室する時に、他傷行為や自傷行為が出てやすいためYさんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。
⑤利用者誘導や外部の方（清掃職員、医師の回診、見学者など）がユニットに入る際には、居室へ説いてパーテーションを立て、合わせて居室の施設対応もしていた。

(支援について)
この時期の施設時間は1日で2時間程度。施設時の記録をこまめに行なうこと统一した。



7

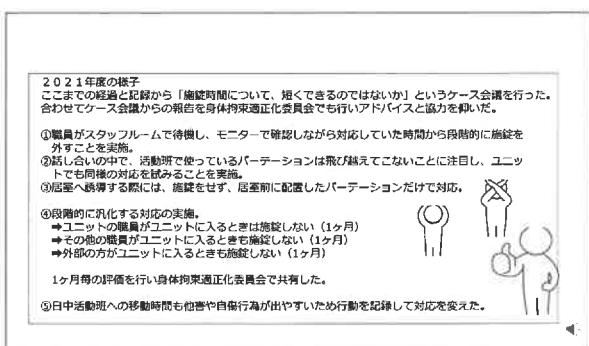


2020年の様子

(環境について)
壁などに取り付けたクッションやショートマットが、業者に注文した保護材になった。
環境を整ったことから、職員から段ボールを外してみたいと言う声があり、スタッフルームとYさんの居室の間に配置した段ボール箱を外すことを実行してみる。
(支援対応について)
1週間の評価期間では、他傷行為が消失。
店舗や支援業務の箇所では、移動可能なソフトなパーテーションに変更した。
BUTく評価期間中には、他の職員が出ていたが、その他の期間では他傷行為が表出した。
職員はユニットに入る動作を変えて、Yさんのスペースを遮らないようにペラングからその他の方が生活するスペースに入ることに変更。
理由は、居室と支援員室の場所と危険行動を組び付けてないようにしたかったため
他の職員が実験する際は、距離を保つ。居室前に配置したパーテーションだけに対応。
他の職員が実験する際は、距離を保つ。居室前に配置したパーテーションだけに対応。



8



2021年度の様子
ここまで経過と記録から「施設時間について、短くできるのではないか」というケース会議を行った。合わせてケース会議からの報告を身体拘束適正化委員会でも行いアドバイスと協力を仰いだ。

①職員がスタッフルームで待機し、モニターで確認しながら対応していた時間から段階的に施設を外すことを実施。
②話し合いで中で、活動部で使っているパーテーションは飛び越えてこないことに注目し、ユニットでもその後の対応を見ることを実施。
③居室へ移動する際は、距離を保つ。居室前に配置したパーテーションだけに対応。

④段階的に実験する際の実施。

→ユニットの隙間がユニットに入るとまでは施設しない(1ヶ月)

→その後の職員がユニットに入ると施設しない(1ヶ月)

→外部の方がユニットに入るときも施設しない(1ヶ月)

1ヶ月の評価を行い身体拘束適正化委員会で共有した。

⑤白中活動班への移動時も改善や自傷行為が出やすいため行動を記録して対応を変えた。



9



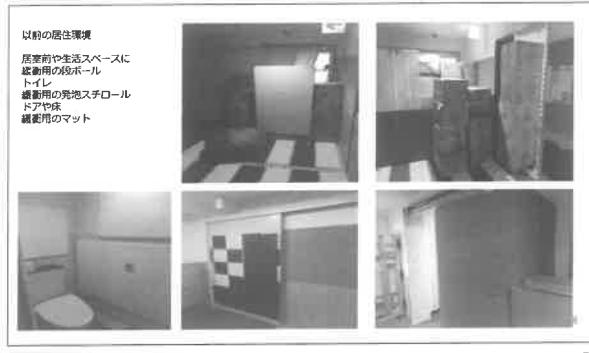
2022年度の様子

Yさんの居室の中心にパーテーションを立てるだけの対応で居室へ施設は必要なくなった。日中活動班での活動場所でできるだけ居室から離れた場所で提供できるようになつた。現在は施設対応についても問題はないといわれている。施設実践も着実にしている。

Yさんの居住スペース
左側 トイレ 右側 居室 正面 スタッフルーム
下側 6名の方の窓の位置



10



1

記録の例 (日々のケース記録と手書きの記録を併用して授業を構成していくためのルール提綱)

身体拘束に関する記録について (2021年10月10日版)

・拘束の多さ、トイレに残せないこと、支援ソフトに残すことの不便さにより、身体拘束の認識高めが教習されている。
改善するため、別紙の式書を作成。既存の各種条件の記録(支援ソフト)と合わせ手書きの方法記録を併存する。

＜手書き＞

・電式トイレ便、トイレ足踏みに設置したペーパーに通じる。(紙でゴミ袋入り入浴袋がいらない)→「あがむ」
・対応者はおまきら、日本時間時刻、終了時間時刻を記入時刻印記入。(既存は記号でOK)
・記入欄が複数つたら、キャラクタ内である複数箇所ファイルにしおる。(グレーの背景ファイルへ)
・箇頭がなくなつたら、欲求的行動を明確に示してく。
・アーティスト風で書く。
・バーチャルコンソール一時的な行動停止記録を残さなくてよい。
ただ、必要な場合はすぐにバーチャルコンソールにて生消やしていくようにする。
・トイレに必ずドアノブで施錠する。ドアノブ→トイレノブ→解錠する。(バーチャルコンソールで記録はメモに記述する)
・月末に身拘束適正化委員会が取りまとめている電子データの身体拘束記録とともに手書き記録を添付する。
・ユニットリーダーが確認して委員会に提出する。

＜解説＞
・あくまで手段を遮断する為の一時的な措置であり、施設しないでよい生活を目指していく。
・施設外に残らすことを施設の中に取り組んでいく。

2

式書の例 (身体拘束に関する記録)

ユニット名 K _____ Yさん _____

日付	施設開始時間	施設終了時間	【記録】施設者出入りのため （食事準備のため 午前行動あり、カームダウンのため 午後行動指導のため など）		
例 2021/3/18	7:40	7:50	R3.3.2~ 2		

行動観察シート	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
（例） 2021/3/18	エコ里	通院	通院	通院	「あが」のフードから 人との接触	各市で抱み合から抱 れる	減少	R3.3.2~ 2
1								
2								

3

式書の例 (行動の記録 日中活動)

Y氏状態評価表 R3 / ()

AM	午前： 午前へ注目あり	午前： 午前へ注目なし	午後： 午後へ注目あり	午後： 午後へ注目なし
午前： ノック無し ノックあり	午前： 午前へ注目あり	午後： 午後へ注目あり	午後： 午後へ注目なし	午後： 午後へ注目あり
午後： ノック無し ノックあり	午後： 午後へ注目あり	午前： 午前へ注目なし	午前： 午前へ注目あり	午前： 午前へ注目なし
午後： ノック無し ノックあり	午後： 午後へ注目あり	午前： 午前へ注目なし	午後： 午後へ注目あり	午後： 午後へ注目なし
午後： ノック無し ノックあり	午後： 午後へ注目あり	午前： 午前へ注目なし	午後： 午後へ注目あり	午後： 午後へ注目なし
午後： ノック無し ノックあり	午後： 午後へ注目あり	午前： 午前へ注目なし	午後： 午後へ注目あり	午後： 午後へ注目なし

4

マニュアルの例 (判断の基準)

突然始まる自傷行為が止まなくなるAさん。
現場で緊急時に判断が必要な場合に対応を統一するためのマニュアル

IV	本人の行動、状態	対応
1.	自傷行為を止めようと手を離さない。 （手を離さないまま止まらなくなる）	止まらなくなると、自傷行為を止めるために手を離さないまま止まらなくなる。
2.	自傷行為を止めることで行動が緩和している。	自傷行為を止めると、行動が緩和する。
3.	手を後ろに組み、活動筋（歩き回る様子、声出し）が少ない。見られない。 （歩き回る様子、声出しを止める）	歩き回る様子、声出しをみて自傷行為をする。 （歩き回る様子、声出しを止める）
4.	両手を後ろに組んでいるが、解くこともある。	両手を組んでいても、手を組む解くことで自傷行為をしない。
5.	特徴辨認なし	元気、吐息、危険行動がある時は迅速スケールに依らず即時差別対応。

5

事例 2 自分で外せないベルト Tさんの事例

(エビソード)
入所が決まったTさんを受け入れるために移行前の施設を訪問してアセスメントを行いました。お互いにTさんはスポーツベルトを後ろ向きについて自分でズボンの着脱ができません。それは、激しい自傷行為(尿ひだなど)を防ぐためでした。また便で体や壁などを汚してしまう行動もありました。

入所の面談の際、保護者の方にも方ないことあきらめておられて、入所後も同様に対応してくださいというお話をされました。職員たちは堅だと感じましたがなんとななくその対応を練読して数か月が経過しました。

変化のきっかけ
拘束服を着ているわけではなく、ベルトの締め方が職員によってまちまちで毎々ズボンがずれています。ある職員がいました、「もうベルト着道いいんじゃない？」

6

支援の変化
制限をしない状態でも激しい自傷行為はそれほど頻繁ではなかったですが、毎日の排便後は体や周辺を使いひどく汚していました。Tさんは、トイレに座ることに強い拒否があり便器に座ることが1度もできませんでした。

結論から言うと、20歳を超えて「トイレで排泄する」という課題にてTさんは挑戦すること始めました。

トイレに座る⇒職員はみんなで喜ぶ⇒アイスクリームを食べる

トイレに座る⇒職員はみんなで喜ぶ⇒アイスクリームを食べる⇒1年後、トイレで排泄⇒みんなで大喜び

さすがに無理なんじゃないのか？
ご褒美にアイスクリームはどうなの？
もちろんこの1年間の職員たちの苦労は並大抵ではなかったと思います。

7

現在

4 対応の実績

現状評定	本人の状態	施設内・周囲
・トイレへ向かう際、ドアを閉めたり、ドアノブを握りながらドアを開けたりする。 ・このままでは、他の利用者や職員がドアノブを握ってしまう可能性がある。 ・自分で我慢が出来ない時、更に進めるトイレ内での自傷行為に、化粧室へ向かう際に、開けたり閉めたりする。 ・便器に座る際に、施設内にいる他の利用者や職員が我慢できない。 ・便器に座る際に、施設外へ出向く際に、	・トイレへ向かう際、ドアを閉めたり、ドアノブを握りながらドアを開けたりする。 ・このままでは、他の利用者や職員がドアノブを握ってしまう可能性がある。 ・自分で我慢が出来ない時、更に進めるトイレ内での自傷行為に、化粧室へ向かう際に、開けたり閉めたりする。 ・便器に座る際に、施設内にいる他の利用者や職員が我慢できない。 ・便器に座る際に、施設外へ出向く際に、	・トイレへ向かう際、ドアを閉めたり、ドアノブを握りながらドアを開けたりする。 ・このままでは、他の利用者や職員がドアノブを握ってしまう可能性がある。 ・自分で我慢が出来ない時、更に進めるトイレ内での自傷行為に、化粧室へ向かう際に、開けたり閉めたりする。 ・便器に座る際に、施設内にいる他の利用者や職員が我慢できない。 ・便器に座る際に、施設外へ出向く際に、

トイレの課題を乗り越えてTさんはカードを利用して世界を広げ始めています。
アイスクリームのボトルタッピング or フロム⇒どれにしますか？

そして現在、半数のユニット職員はかつてベルトをさかさまにつけていたTさんのことを知らない。

8

事例から考慮する三要件 (切迫性、非代替性、一時性)について

切迫性… 利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性… 身体拘束。その他行動制限を行う以外に代替する方法がない

一時性… 本人の状態等に応じて必要とされる最も短期の拘束時間を想定する必要がある。

＜障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き＞

事例1は、三要件とも当てはまる事例であったが、非代替性へのアプローチを「鍵からバーデーションへの変化」という支援プロセスの中心に見ることができる。

事例2については、三要件の事前検討については少し難しい事例である。しかし、支援開始後も疑問を持ち続け、一時性に対してアプローチした点は参考になるかもしれない。

事例から見たこと

切迫性… 护場は、常に安心や安全を保障して対応する。支援の基礎。
非代替性… 初期状況では代替案が見えない「わからない状態」が起こる。
代替案⇒支撑プラン、ここを実践し続けていくことが基本。

一時性… 最も短い拘束時間を見定する。(元め)
短すぎだと想定しないことは、実践を継続させていく起点。

9

身体拘束適正化委員会の活動の事例から

	身体拘束のケースが発生	経過判定中	身体拘束の解除	通常時
身体拘束適正化委員会	管理職、痴呆防止マネージャー等が状況把握、並行して身体拘束のカットポート	委員会の運営 環境へのサポート	管理職、痴呆防止マネージャー等が状況把握、実施する	研修等の実施 モニタリングと記録データの分析
通常管理	保護者や行方不明者等への連絡、問題として身体拘束の決まり	職員として身体拘束の了解	職員として身体拘束の了解	職員

10

事例3 支援の現場と身体拘束適正化委員会で共有したチェックリストの活用

虐待防止委員会で実施したチェックリストについて身体拘束や行動制限のポイントから深堀してみる。職員のメンタルヘルスについて特に重要。

全員で「つらさ」を見逃さないようにすることの大切。

チェックリストから読み取ることはたくさんあります。

以下、チェックリストの案内文（ワーグルフォームを利用して実施）

回答期限：8月10日（水）～8月21日（日）厳守　会23回です。DVDを視聴して感想を書く欄があるので、随所ごとに記入して下さい。回答の集計結果は後門記入いたします。結果について来月のユニット会議で話し合って頂き、誠実に内容を残してください。

1

加利害得のサービス選択に悩むことがある。
◎お困り

20-a.
「はい」を選んだ方はお答えください。どんな悩みがありますか？
・日常業務をこなすことに精一杯で、支援導入やその先に身体が追い付かないことがあります。
・利用者が思う余裕の楽しみ方にについて、個人に沿った余暇活動の提供が難しい。
・もっと外へ出してあげたい、色々な経験を積ませてあげたい。
・スタッフに支援が進まなかった際等に、個々の利用者さんの特性に合わせて支援を調整するが、まだ十分にできていないこと。
・自分が立てた支援が本当に利用者の為になっているのかと思つづ。
・利用者の方にとって本人の望む生活の為の支援をしたいが、余裕が無いことが多い、なかなか手が回らない。
・余儀を受けたときの対応。

6

チェックリスト結果についての会議・グランドルール

①チーム全員に信頼し、オープンであることを心掛ける。
②参加者は常に口以上に発言を控える。
③一人ひとりの思いや考え方、アイデアについて否定しない。
④アンケート結果について、「誰の回答か？」と追及しない。
⑤今後、どうすれば虐待や不適切な支援をなくせるのか、その具体的な手立てを考える。
⑥すぐに改善できる素直については、具体的に期日を決めて計画を立てる。
⑦話合いの内容は記録に残す。

2

虐待防止するための日常の取り組みについて
個別支援計画に沿った系統的な支援が基本です。

4. 対策の実績
実績目標 本人の特徴 実績内容・課題

【行動制限】 個別に何を実現を目指せば実現可能となるか？	---	【目標】 個別に生き生きなど快適空間になりうる時に応じて内面的を利用することがある（6ヶ月）
---------------------------------	-----	---

例えば、上記のように個別支援計画に行動制限を記載することがあるかもしれません。記載された目標は健忘症ではありません。個別支援計画に記載されたことは達成をご本人と共に目指すことが本来の形です。身体拘束や行動制限が改善することは難しかもしれませんがスマーチステップであっても解除できるよう進めて行きましょう。
そして、ゴールに向かうためにはチームの協力が必要です。支援現場は個別支援計画を意識しながら統一した支援を行い、法人や事業所全体は、身体拘束適正化委員会を利用してさらなる改善を目指しましょう。

7

1-a. 「いいえ」を選んだ方はお答えください。話し合いの時間を設けることも含め、解消が難しい理由はありますか？
・時間が足りていない。支援が不十分の為、本人の状態像に変化がない。
・状態が改善していないため

1-b. 解除に向かって少しでも工夫できることはありますか？
・定期的に話し合いの場を作る。試して行った事でも些細な事でも情報共有をする。
・定期的に隣室に向けてチームで話し合いを行いつ日々検討を心掛ける。
・普段から支援専門で行動制限について話題に出し、お互い意見交換し制限していることに慣れてしまわないようにする。会議の場で振り返りをする。
・職員として利用者にも伝えるべきだと思った。
・固定時間で話し合い時間を増やす。
・定期的な解消を行なっていく。一画面だけ解消してみるを積み重ねていく。

3

12-a. 「いいえ」を選んだ方にお尋ねします。どのような場面でそれを行ってしまったことがありますか？（場面を具体的に記載してください）

0件の回答
この質問にはまだ回答がありません。

12-a. 「いいえ」を選んだ方で、改善に向けてのアイデアがあればお書きください。

0件の回答
この質問にはまだ回答がありません。

4

19. 支援について、「グレーな支援」と感じたことがあります記述をお願いします。

- ソファで過ごす時間が長い。落ち着かない時は居室に戻す。
- 身だしなみが不十分のこと、不禮貌な利用者を浴室に説教するのみ別の対応を行わないこと。
- 取り外しが可能という理由でヘッドギアの拘束の同意を取っていないこと。他様行為があるといふ理由でみんなと一緒にご飯が食べられない。
- 身だしなみが不満なことがある。
- 不適応行動があった時の身体拘束などの対応（代替性か否かの判断をとっさにできない）
- 利用者対応がやや威圧的な職員がいる。
- 利用者が入浴の際に、浴槽から出ることができる、声かけや所定の支援方法を行っても浴槽から出ることが出来なかた場合に、浴槽の栓を抜いて、出てもらつたことが何度がある。
- 現場を回していくために、職員によって部分的負いようにしてしまっていることがある。
- 職員の勤務や休憩を優先するために、職員主体の支援になってしまふことがある。

5

III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)

岩上洋一
社会福祉法人じりつ

施設手引き P20~P21, P29~P31

獲得目標

- 自事業所で虐待が疑われる事業が生じた場合の具体的な対応について理解する。
- 通報手順、事業確認から指導、処分までの流れ、事業所内の事実確認、事前準備等を理解する。

内容

- 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順
- 虐待が疑われる事業があった場合の対応
- 通報者の保護
- 市町村・都道府県による事実確認への協力
- 虐待を受けた障害者や家族への対応
- 原因の分析と再発の防止
- 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割
- 虐待した職員や役職者への処分等
- IVのまとめ

1

6

○ 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順

虐待は権利侵害であり、隠さずに通報して利用者を守ります。
① 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに市町村に設置された障害者虐待防止センターに通報しなければなりません。
② この職員が所属する法人・事業所が虐待防止委員会や「通報の手順」などを定めている場合には、産業の上司やサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）にまずは報告し、通報してもらうことも構いません。
③ 上司やサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）に報告したにもかかわらず、通報がされなかったときには、やむを得ず自分で通報すべきです。その際には、期間を長くおかずして通報しないと機会を逃すことがあります。
④ 疑いを発見した事業者が虐待であったかどうかは第三者が認定すること、事業者が確認できないこともあります。
⑤ 通報をしたことによって、その人に不利益が生じないようにされるべきです。

2

7

2 通報者の保護

(1) 虐待防止法

障害者福祉施設の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報する場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で次のように保護されます。

① 刑罰の秘密漏洩条項の規定 その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（障害者虐待防止法第16条第3項）。

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を行った従事者等は、通報したことを理由に、障害その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除きます。

(2) 公益通報者保護法

平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内などで法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合に（例えは行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相手の理由があること、③の2つの要件を満たす場合）、通報に対する保護が規定されています。

ただし、いわくばは、通報や通報者の保護について日頃から職員に周知し、理解を深めておくことが必要です。

3

8

2 通報者の保護

(3) 損害賠償請求事務

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側が損害賠償請求を行うとした事業者が発生しています。

【施設側が受けた事】

【その後の経緯】

施設側の不利益は規定されず、さりに信頼を低下させる結果なり、事業所の廃止に至った事例がありました。

(4) 施設の被災者・被害者の扶養

① 障害者虐待防止法の規定に抵触すること

施設が、通報したことを行出し、損害賠償請求を行なうことは、適切に通報しようとする職員が差額させざることにつけりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を目的とした障害者虐待防止法の宗旨に沿わないのであります。

② 通報義務のみについて最初に虐待を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。

③ 通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について理解を深めること。

9

9

I 虐待が疑われる事業があった場合の対応

- あなたは、障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）で虐待防止マネージャーです。
- あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事業が発生し、現場の職員から法人・事業所、虐待防止委員会で定めている「通報の手順」に従い、虐待防止マネージャーであるあなたに報告がなされました。
- あなたは、どのように対応しますか？

4

9

3 市町村・都道府県による事実確認への協力

- あなたは、障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）で虐待防止マネージャーです。あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事業が発生しました。
- 市町村及び都道府県が、事業を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法や社会福祉法等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。
- あなたは、事実確認への協力のためにどのように対応しますか？

10

10

I 虐待が疑われる事業があった場合の対応

- 利用者に対する人権侵害や虐待事業が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、管理者に報告して、施設・事業所としてその事実確認を速やかに行います。
- 障害者福祉施設等で利用者への虐待が疑われる事業があった場合は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の立候補決定をした市町村の窓口に通報します。
＊ 市町村に通報するごとに、施設の中だけで事実確認を認め、事態を収束させてしまふ通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連絡して立候補を進めます。
- 内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討します。
- 管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められます。

5

10

4 虐待を受けた障害者や家族への対応

- あなたは、障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）で虐待防止マネージャーです。あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事案が発生しました。

- あなたは、虐待を受けた障害者や家族にどのように対応しますか？

11

5 原因の分析と再発の防止

- 虐待を行った職員に対しては……。
⇒ なぜ虐待を起こしたのかその背景を聞き取り、原因を分析します。
- 複数の職員による虐待の場合には……。
⇒ 小さな不適切な対応が重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう事例のケースも考えられるため、経過の把握も必要です。
- 見て見ぬふりをしていた職員がいる場合には……。
⇒ 職員相互の指摘ができるような支配的な力関係が職員の間に抱いている場合があります。
- 職員の知識や対応の技術が「不十分な場合には……。
⇒ 力で押え込むことしかできなかった場合を考えられます。
- 管理者等や役職者が虐待を行っている場合には……。
⇒ これらを客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者にも参考してもらつて検証委員会を立ち上げること等も考えられます。

⇒ そのため、複数の障害者福祉施設等を運営する法人の中で組織的に行われたと思われる虐待事案については、同一法人の他障害者福祉施設等の内部調査を検討することも考えられます。

16

4 虐待を受けた障害者や家族への対応

- (1) 安全の確保**
虐待事案への対応に当たっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にします。
- (2) 安心できる環境づくり**
虐待を行った職員がその後同じ部署で勤務を続けることによって、虐待も受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、法人の就業規則等を改めた上で配属先を直接支援以外の部署に変更することや、事業関係が明らかにならまでの間、出勤停止にする等の対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努めます。
- (3) 説明・謝罪による誠意ある対応**
事業運営をしっかりと行ってきて、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対する説明・謝罪も含めた誠意ある対応を行います。
- (4) 家族への説明**
虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役職員が同意した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努める必至があります。

12

5 原因の分析と再発の防止

- あなたは障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）で虐待防止マネージャーです。あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事案が発生しました。
- 虐待が起きると、施設は利用者や家族からの信頼を失うとともに、社会的な信用が低下し、虐待に関わっていた職員も自信を失ってしまいます。
- あなたはどのように取り組みますか？

17

5 原因の分析と再発の防止

- あなたは、障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）で虐待防止マネージャーです。あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事案が発生しました。
- あなたの施設では、どのような要因で虐待事案が發生したと考えますか？

原生家庭の「障害者虐待対応状況調査」では、虐待の発生要因を5つに分類しています。

- 「教育・知識・小運法術等に関する問題」
- 「飼育のストレスや感情コントロールの問題」
- 「倫理観や理念の欠如」
- 「私益を勝ち取る組織風土や職員間の関係性の悪さ」
- 「人員不足や人員配置の問題及び間違った多忙さ」

13

5 原因の分析と再発の防止

- 虐待が起きてしまった原因を明らかにします。
- どうしたら虐待を防ぐことができたのか振り返ります。
- 行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化します。
- 同じ誤りを繰り返すことがないように取り組みます。

⇒ 支援の質を向上させることで、職員が自信を取り戻し、施設が利用者や家族からの信頼を回復することにもつながります。

18

5 原因の分析と再発の防止

市町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度
教育・知識・小運法術等に関する問題	65.1 %	59.7 %	73.1 %	59.8 %	71.0 %
倫理観や理念の欠如	53.0 %	53.5 %	52.8 %	53.6 %	56.1 %
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2 %	47.2 %	57.0 %	55.3 %	56.8 %
人員不足や人員配置の問題及び間違った多忙さ	22.0 %	19.6 %	20.4 %	24.2 %	24.2 %
虐待をめぐる組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0 %	19.1 %	22.6 %	16.2 %	22.6 %

14

6 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割

- あなたは障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）です。あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事案が発生しました。
- あなたは、サービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）としてどのように対応しますか？

19

5 原因の分析と再発の防止

- あなたは障害者福祉施設等のサービス管理責任者（あるいは児童発達支援管理責任者）で虐待防止マネージャーです。あなたの施設で利用者への虐待が疑われる事案が発生しました。

- あなたは、原因の分析と再発防止のため、どのように対応しますか？

①虐待を行った職員に対しては……。
②複数の職員による虐待の場合には……。
③見て見ぬふりをしていた職員がいる場合には……。
④職員の知識や対応の技術が「不十分な場合には……。
⑤管理者等や役職者が虐待を行っている場合には……。

15

6 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割

- (1) サービス管理責任者等の役割**
 - 虐待が起きた場合は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先します。
 - 利用者が安心できる環境をつくります。
 - 虐待を受けた障害者や家族に誠意ある対応を行います。
 - 虐待要因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返ります。
 - 行政職員による改善指導や有識者による指導、助言を受けることで虐待の再発を防ぎ、より良質な支援の提供を行うことを目指します。

- (2) 個別支援計画の見直しの留意点**
 - 「個別支援計画」と「記録」をもとに事案の記録をつくります。
 - 本人にどのような対応が適切であるか、本人の意見及び人格を尊重して、家族、担当職員等の実状を踏まえ、分析して「個別支援計画」の見直しを行います。
 - 相談支援専門員とも意見交換を行い「サービス等利用計画」と連動した「個別支援計画」を作成します。

20

7 虐待した職員や役職者への処分等

- ・事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる場合がありますので、真摯に受け止めなくてはなりません。
- ・法人として責任の所在に応じた処分を行うことになります。処分は、労働関連法規及び法人の就業規則の規定等に基づいて行います。
- ・処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められます。

21

8 IIIのまとめ

- ・虐待が疑われる事業が生じた場合の具体的な対応について理解することができました。
- ・虐待を防止するための体制整備の必要性について、具体的にイメージすることができました。

- ・虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限で留めることができます。
- ・虐待の発生要因を明らかにし、再発防止策を講じることで、支援の質の向上を目指すことができます。
- ・虐待があった施設が自ら通報する割合が年々増加していることからも、通報の本質が、利用者、職員、施設、法人の全てを救う道であることがわかります。

22

コラム 在宅 虐待が疑われる事業があつた場合の対応

私は、ある施設で職員40人の社会福祉法人を経営しています。
施設内に、师范大学でも虐待が「疑われる事業」がありました。
私は、その施設の運営を監督する立場で、その施設で虐待が疑われる事業が生じた場合の具体的な対応について瞭解していくことを目標として施設内を学習してきました。また自分ごとに心地よい対応を心がけようとしました。
そこで、今年、市に虐待対応課を新設してもらいました。施設内、虐待対応マネジャーから虐待が疑われる事業についての報告がありました。職員の担当者が運営する施設にあるのでございました。具体的には、ブルーベルの一人暮らしをしていた女性が虐待を受けたことがあります。市のあわせて監視していくのはいいかと思ったのですが、やりとりに迷いました。
虐待防止対応課長は、虐待防止教育の規則に沿り、すぐに虐待防止委員会を開催しました。そのとき、私は通報するに至りました。虐待防止委員会は法人全体で「つかひ」、委員会は出席者です。委員会ではすでに通報を行うことを決めました。
結果手順に沿って、通報を行いました。この際、理事会が通報を行いました。
併せて、法人の安全管理、運営者の役職を受け、虐待が疑われる事業に対しても通報したことを伝えて開き取りを行いました。虐待が疑われる事業に対する開き取りは、虐待の発生から3ヶ月以内に実施する必要があります。その後、市町村による審査課題がありました。市町村はどちらも最初に対応してくれました。
結果、虐待が疑われる事業に対しては、いつかの開き取りを受けました。その後には、職員のコミュニケーション不足などの問題が見えて、個別対応計画、サービス等を利用者の見直しを行いました。この点はそれから1年目に一人暮らしを始めたことです。
虐待が疑われる事業に対する開き取りの結果、本人の意見を尊重して、チームで実施することになりました。それがよくわかりました。
また、本人の背景について、施設内での虐待や虐待を受けた背景について、職員の立場で理解することは大切です。職場環境をつくることを結果として、虐待が疑われる事業があった場合には適切に通報する法人であるといった組織風土を醸成させることであります。これはとても重要なことであつたと感じています。
通報によってのんびりしてかまないことを実感しています。

23

令和4年度障害者総合福祉推進事業
障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の
更なる質の向上に資する研修に関する研究

障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の
適正化委員会と虐待防止責任者の役割

障害者虐待防止委員会
障害者虐待防止専門官
障害者虐待防止専門官：松崎洋介

虐待防止のための計画づくり

- ・虐待防止の研修
- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示等

上記の実施計画づくり



年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う

6

獲得目標

• 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において設置（配置）が義務化された障害者虐待防止委員会・身体拘束適正化に関する取り組みと虐待防止責任者に求められる役割について理解する。

1

考えられる研修の種類	内 容
小規模な会議を始めた職員会議等 対象にした虐待防止や人権啓発等を実施するための研修	■ 事前準備：行方不明、消失の予兆の発見（虐待の上の段階で検討された内容を含む） ■ 障害者虐待の実態把握と発現の原因の把握（虐待の実態把握と発現の原因の把握） ■ 対象となる研修会の準備（内容） ■ 講師登録料等の費用
職員によるメンタルヘルスのための研修	■ 運用中の職員の健康状態の正しい判断 ■ 個別属性を考慮して選択に反映が出来るよう個人属性と技術を理解するための研修
事例検討	■ 選択した事例について問題の解決の手順 ■ 保護のニーズを実現するための社会連携の構築や相談の発展 ■ 事例検討会（個別会）を実施するための設備・設備費の負担
利用者や家族等に対する研修	■ 「ひかわせ」、虐待防止パンフレット等

7

障害者虐待防止の更なる推進

• 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。
■ 令和4年度より実施（令和3年度は努力目標）

[項目]
① 従業員への「育て実施（努力目標）」
② 虐待防止等のための員会の設置（努力目標）

[実施検査]
③ 従業員への「育て実施（監査化）」
④ 府県等のための実績を評定するうえからとして虐待防止委員会の設置と運営するとともに、
⑤ 身体拘束等の適正化（監査化）
⑥ 虐待防止等のための員会の設置（監査化）
⑦ 指導と課題等に該当する場合は、該当の年度は身体拘束適正化の実績や虐待防止等の努力目標

この運営基準においては、通常の業務とは別途業務を負うなどして専門性を有する職員は除くこととする。
(例)
府県等では財政困難等で開設する場合、開設するための費用等を負担する場合は、該当の年度は設けない)
もしくは該当する場合は、該当の年度は設けない)

2

研修を実施する上で留意点

○ 研修対象者

- ・支援員のみならず調理員や運転手、事務職員も対象
- ・短時間労働者も対象
- ・夜勤等の交代勤務者も参加できる開催方法
- ・経験年数、スキル等に応じた内容設定
- ・役職や階級に応じた内容設定
- ・研修に応じた内容設定

○ 研修内研修（OJT）と職場外研修（Off JT）を組み合わせる

- ・職場内研修法人で全員員で共有したいこと、浸透させたいこと

○ 職場外研修

- ・職場外研修では行えない個人のニーズや、職場内研修では理解が足りなかった場合の追加で実施
・自施設以外の情報を切り替える機会の提供

8

虐待防止委員会とは？

• 運営規程で定めた「虐待を防止するための指針」として、その具体的な組織としての取り組みとして「虐待防止委員会」の位置を推奨していましたが、令和3年度から必設となっています。（「ひかわせ」より参考になります）

• 虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担当することになります。

• 虐待防止委員会を実現するために、各サービス提供所のサービス責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止責任者として配置。

• 複数事業所があり、虐待防止責任者が複数名配置されている場合は各事業所間、責任者間で虐待への認識の相違が起きるといううえ、初任確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイント。

虐待防止委員会の主な役割

1. 虐待防止のための計画づくり
2. 虐待防止のチェックとモニタリング
3. 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

3

全ての職員への周知徹底

・「倫理綱領」や「行動指針」等
・「虐待防止マニュアル」の作成
・「権利侵害防止の掲示物」の掲示等

虐待防止委員会から提供されるだけだと形骸化されやすい。
主体的に取り組みに参加できる計画を検討
管理職層のマネジメントで、職員の行動レベルを倫理要領や行動指針につながるようにする
会議体や朝礼等で行動指針などを意識した決定事項や共有事項を意識的に増やす

9

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割
虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

組織構造
事務室
事務用
事務所
虐待防止委員会
委員長：管理者
副委員長：虐待防止責任者
委員：虐待防止委員会の代表者
各部門の責任者
各部門の業務責任者等

虐待防止委員会
委員長：管理者
副委員長：虐待防止責任者
委員：虐待防止委員会の代表者
各部門の責任者
各部門の業務責任者等

虐待防止委員会
委員長：管理者
副委員長：虐待防止責任者
委員：虐待防止委員会の代表者
各部門の責任者
各部門の業務責任者等

4

虐待防止委員会の役割
虐待防止委員会の運営
問合せ窓口
問合せ窓口の機能
TEL 〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇
また、〇〇市（〇〇市）の障害者の虐待や看護者の支援に関する情報、連絡、報告の窗口となります。
【TEL】〇〇-〇〇-〇〇〇〇
【FAX】〇〇-〇〇-〇〇〇〇
TEL 〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇
OO市障害者虐待防止センター
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇
【TEL】〇〇-〇〇-〇〇〇〇
【FAX】〇〇-〇〇-〇〇〇〇
OO市看護職者虐待防止センター
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇-〇〇〇〇
OO市看護職者虐待防止センター
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇-〇〇〇〇
監修メモ：e-mail: sasaki@oo.go.jp

10

虐待防止のチェックとモニタリング

- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認
- ・各職員が定期的に自己点検
- ・現場で抱えている課題を委員会に伝達
- ・発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告

チェックリストや運用ルールを設定し、委員会へ情報が提供される仕組みを作る

11

虐待を防止するための取組について

（1）日常的な支援場面等の把握

- ①管理者による現場の把握
- ・管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じること
- ・発言などから不適切な対応が行われていないか日々的に把握する
- ・グループホーム等、地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会も少なくなく、自分が届けにくい
- ・ホームヘルパーや相談支援員も直接支援現場を見ることがしづらい
- ・頻繁に巡回する、職員面談等、管理体制に留意する

16

労働環境・条件・メンタルヘルスチェックリスト

	改善不要	改善必要
既往情報が多くないかのように隠されているか、または管理されているか	できている	できていない
休日出勤はあるか、あっても多くなっているか	できている	できていない
休憩する時間と曜日が変化しているか	できている	できていない
年休は法定以上付与され職場に残り業務をしている、自つ放棄しやすい状況であるか	できている	できていない
職務の次の順番でウインターハリバは十分か（選択の権限はないか等）	できている	できていない
土曜・休業などからフォローを受けられるか、または相談できるか	できている	できていない
人間関係や仕事環境は適切に行われ、肯定的人材が両立していないか	できている	できていない
各々の力量に応じた課題感のある仕事がおり承認されているか	できている	できていない
報酬命令系統は明確になっているか	できている	できていない
内規や方針にしっかりとした説明があるか	できている	できていない

12

②性的虐待防止の取組

- ・虐待場所が人目に付きやすい、被害者が知られたくないという思いから潜在化しやすいことを念頭に
- ・近年はスマートフォンを利用し、成人だけでなく児童に対しても行われている
- ・大丈夫だろう、ではなく現実的な対応をとる
- ・同性介助の体制を徹底する
- ・プライベートゾーンの意識化
- ・業務中のスマートフォン等の携行禁止
- ・利用者に対する虐待への理解啓発研修 等

17

職員セルフチェックリスト

	チェック	チェック
1. 利用者への介入、受若き、操作等は丁寧に行なう日々、心がけている。	できている	できていない
2. 利用者の人権を尊重し、権利を叶えて尊重している。	できている	できていない
3. 利用者への虐待をひそめ、直ちに丁寧に行い、戒めの指導、命令口調にならないようにしている。	できている	できていない
4. 職務上知り得た利用者の個人情報を、貴重な教訓に貢献している。	できている	できっていない
5. 利用者の個別情報を尊重することなく、郵便物の封筒、外品の箱には、見え音符の裏面への立ち入り料金を附さないようしている。	できている	できていない
6. 利用者の健康、精神に拘り、無理や過度な負担をさせないようしている。	できている	できていない
7. 利用者を説教したりしないようにしている。	できている	できていない
8. 利用者の権利を尊重することなく、障害者を指がけるなどの差別、偏見等を行わないようしている。	できている	できていない
9. 他の同僚のための行動上の問題が予想される場合については、実際に本人、患者に説明、見直し等を待ることで、利用者の権利にあたっては割合の適切にするチームアプローチをとっている。	できている	できていない
10. 利用者に対するサービス提供に際し記録履歴（データ収容等）について、月次で面議が生じた場合は必ず記録するなどして透明感ある対応を心がけている。	できている	できていない
11. ある一定の利用者に対して、ぞんざい態度・苦著ををしてしまうことがある。	ない	いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざい態度・苦著をしてしまうことがある。	ない	いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	ない	いいえ

13

③経済的虐待防止の取組

- ・出金時、出金内容と出金額、日替券を記載した出金記録を提出
- ・精算時、使用した内容等と領収書等を照合、金額確認を行い記録として保管、提出
- ・現金出納帳と金額の確認
- ・提出先導を金額有効
- ・提出先導を金額関係の少ない秘務等にすることも有効
- ・住居への立ち入り履歴（業務上の理由なき住居への職員の出入りを制限）

後の監査や定期点検で気づけることも大切だが、毎日の適切な管理が必要不可欠。金銭に不透明な動きがでたら当日中にわかる仕組みが重要。

18

14.上司と日々サービス提供川に隔わる川をめ、コミュニケーションがとりやすい状況である。	いいえ	いいえ
15.職員と日々のサービス提供川に隔わる相談をぬめ、コミュニケーションがとりやすい状況である。	いいえ	いいえ
16.他の職員が、利用者に対してあたたかく接して行なっている様面にこだわることがある。	いいえ	いいえ
17.利用者に対してあたたかく接して行なっている様面を希望したこと（注意書きなど）がある。	いいえ	いいえ
18.最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	いいえ	いいえ
19.最近、特に仕事に対する姿勢を悪くないかと感じる。	いいえ	いいえ
20.最近、特に体調がすぐれないかと感じることがある。	いいえ	いいえ

14

風通しのよい職場づくり

- ・職場内に「話してもよい」安心感を生むこと
- ・人は感情で動く、信頼、信用がないところに会話はない
- ・特に上司の聞く姿勢、その後のアクションによって、「話していく」「話す意味がない」がかかる
- ・会議体も適切にPDCAが回るように行わないと、同じことが起きる→最低でも、決定事項、担当、期日は議事録で共有する
- ・職場つくりの最初は、上司から部下へ情報を取りに行く
- ・週次で1対1面談などは有効
- ・業務上必要な情報共有の場所や更新ルール等は共通認識があるか

19

虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事業を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこと。

身体拘束等の適正化の推進	
■ 事業所の職員の意識の醸成のため、運営委員会にて「身体拘束のワーキンググループ」を設置することにより、日々の活動を実施する。	
■ 月次会議では、身体拘束の実施状況と問題点を確認し、看護4年目開始で義務化する。なお、看護4年目開始で義務化する。	
■ 看護4年目開始で義務化する。その看護4年目開始で義務化する。	
■ 1. 勤務実績に基づき、その職員の心身の状況に応じて、看護4年目開始で義務化する。	
■ 2. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 3. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 4. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 5. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 6. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 7. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 8. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 9. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 10. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 11. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 12. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 13. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 14. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 15. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 16. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 17. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 18. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 19. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	
■ 20. 勤務実績に基づき、看護4年目開始で義務化する。	

15

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）

ア 身体拘束等についての報告するための様式を整備すること
イ 従業者は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景などを記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること
ウ 身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること
エ 事例の分析においては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめて、当該事例の適正化と適正化策を検討すること
オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること
カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準について 第2章の2（身体拘束の禁止）解説通知

21

小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント(事例集P18)

虐待防止委員会	虐待防止等に関する情報収集や虐待相談センター等から収集し、それらの収集情報をもとに定期的に評議会を開催する。評議会では、「虐待の実態は、施設内で行われる看護師及び施設職員又は其幹部、調査支援センターが実施する検査に事実が記載した場合は、最も厳しくしてしまえない」とされています。
虐待防止委員会の開催	◎施設内で監視のない状況で、施設の外で行われる看護師及び施設職員又は其幹部が監視しない状況で、施設内での委員会開催を行うことによって、監視の範囲外で参加できることにつながる。
虐待防止委員会の開催	◎虐待防止委員会は実施する際は、監視を避けたり、研究会を開催したり、研修会を開催したり、その場を離れていたり、研究会の参加者が所在所で監視を離れる。
虐待の発見	◎虐待の発見を受けた際には、ビデオ・スクリーン等による記録を入り、それを受けたときにて検討を進める。

26

身体的拘束等の適正化のための指針

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ 身体拘束適正化委員会その他の事業所内の組織に関する事項
ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ 利用者等に対する当該指針の周辺に関する基本方針
キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

22

小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント(事例集P19)

虐待の発見	◎虐待の発見を受けた際には、ビデオ・スクリーン等による記録を入り、それを受けたときにて検討を進める。

27

両看護社サービス事業所における虐待防止委員会の例(両規)



23

ご清聴ありがとうございました。

28

虐待防止責任者の役割

- 事業所、法人における虐待防止体制についての全職員への周知。
- 「倫理綱領」「行動指針」「虐待防止マニュアル」「権利侵害防止の掲示物」等の作成口セスに職員が主体的に開拓し、参加できる機会整備。
- 虐待の事案やその疑いがある場合に遭遇した場合の動搖、後悔、通報により仲間を裏切るかも知れないといった従業者からの不安や因われを断ち切るために委員会の役割の正しいイメージの醸成。
- 虐待が疑われる事案が発生したとき組織として責任者はどのような姿勢をとるのか、通報をした後の対応など、その意味と流れの情報伝達が適切に行われるごとによって、見直しがあることでの躊躇がなくなる土壤づくり。
- 現場においては虐待の疑いを見出した際にどのような対応の手順をとるべきか、また法人・事業所はいかなる対応をしていくのか、通報とそこからの対応の手順を、自らから事案発生に至るよりも事前に明らかにしておく。

虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針の形骸化を防ぐ

24

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

報告書:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-00000000963542.pdf>
事例集:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-00000000963543.pdf>

令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のため啓発資料の作成と普及に関する研究」(PwCコンサルティング)

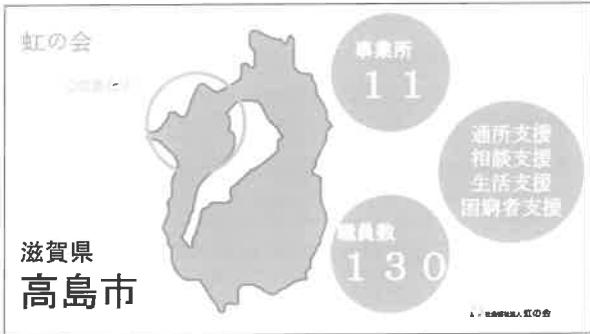
25



1



6

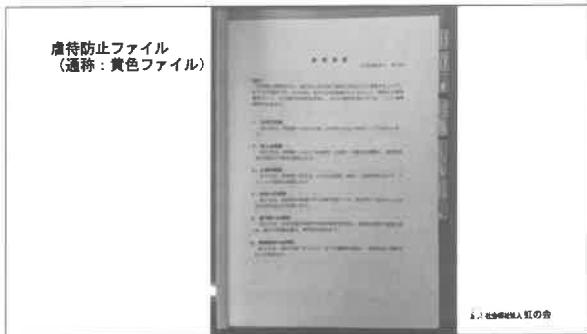


2

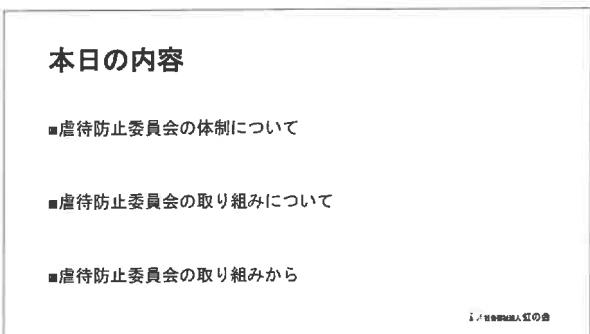
取り組み内容

項目	内訳
1. 督査・意識向上	・虐待防止ファイル（黄色ファイル）の配布 ・研修・意識向上研修
2. 規程等の整備・見直し	・虐待防止に関する各種マニュアル、虐待防止ファイルの整備、見直し ・身体拘束正化の指針の整備
3. 摂り返し・気づき	・虐待防止セルフチェック・チエック表の協議・GW ・心理的虐待・心理的虐待の具体的事例集・気づきいいねシート
4. 研修	・虐待防止研修・人権研修・事例検討・伝達研修 ・アンケートマジメント研修・発達障害（行動障害）に関する研修
5. 検討・調査	・身体拘束要綱の報告・身体拘束正化検討委員会 ・意識調査アンケート・臨時委員会
6. その他	・職員による研修動画作成・5分でできるストレスチェック（厚労省） ・第三者報告会・自立支援協議会（准利相談部会参加）等

7



8



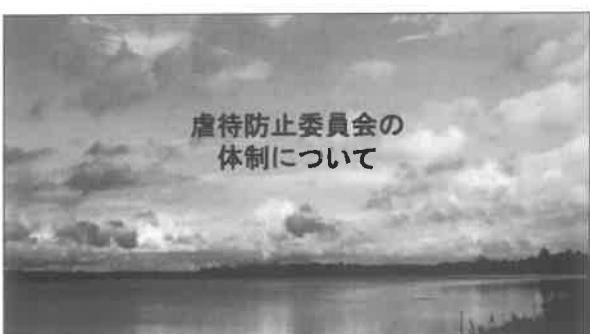
3

虐待防止ファイル（通称：黄色ファイル）

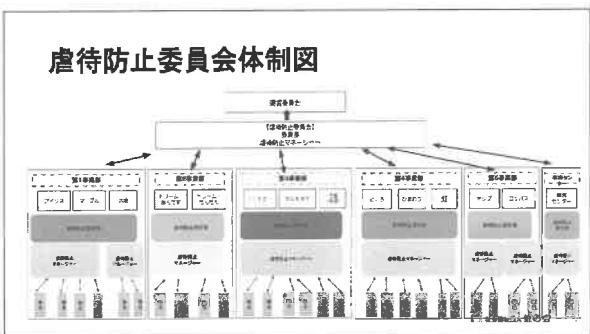
- 倫理綱領
- 職員行動指針
- 目指す職員像
- 障がい者虐待防止実施要綱
- 虐待発生時対応マニュアル
(虐待事象報告書・フローチャート)
- 虐待防止チェックリスト
- 職員セルフチェックリスト
- 研修報告書
- 伝達研修記録簿
- 高島市障がい者虐待防止リフレット
- 身体拘束について
- 身体拘束報告書
- 心理的虐待・心理的虐待の芽具体的な事例集

社会福祉法人 虹の会

9



4



5

取り組み内容

項目	内訳
1. 督査・意識向上	・虐待防止ファイル（黄色ファイル）の配布 ・毎日「目指す職員像」の唱和
2. 規程等の整備・見直し	・虐待防止に関する各種マニュアル、虐待防止ファイルの整備、見直し ・身体拘束正化の指針の整備
3. 摂り返し・気づき	・虐待防止セルフチェック・チエック表の協議・GW ・心理的虐待・心理的虐待の芽具体的な事例集・気づきいいねシート
4. 研修	・虐待防止研修・人権研修・事例検討・伝達研修 ・アンケートマジメント研修・発達障害（行動障害）に関する研修
5. 検討・調査	・身体拘束要綱の報告・身体拘束正化検討委員会 ・意識調査アンケート・臨時委員会
6. その他	・職員による研修動画作成・5分でできるストレスチェック（厚労省） ・第三者報告会・自立支援協議会（准利相談部会参加）等

10



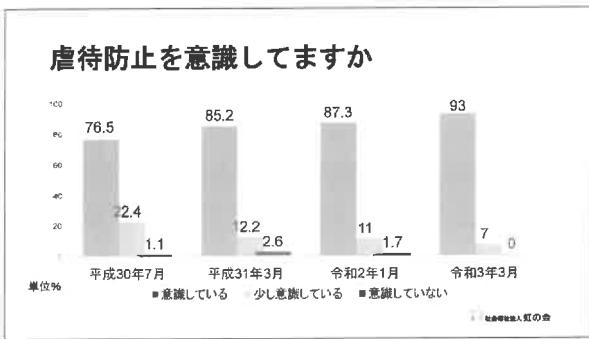
21

意識調査結果からの課題

- 心理的虐待の理解・認識が薄い
- 環境や支援方法の整理が必要
- 委員会の取り組みを法人全体で
- 1人での支援現場に不安を感じることも
- 自分自身の感情コントロールが難しい
- 中途採用者の研修を深める必要性
- 職員同士で指摘し合う事に難しさ、気遣いがある

△社会福祉法人虹の会

26



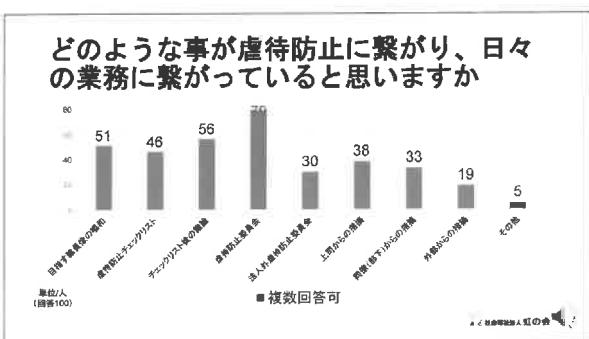
22

委員会を形骸化させないために

- 虐待防止委員会の設置目的および、リーダーとなる虐待防止責任者・虐待防止マネージャーの役割理解
- 法人・職員のニーズ、課題を把握し、ニーズ・課題に沿ったアプローチ
- 結果のフィードバック（全職員へ浸透）
- PDCAサイクル

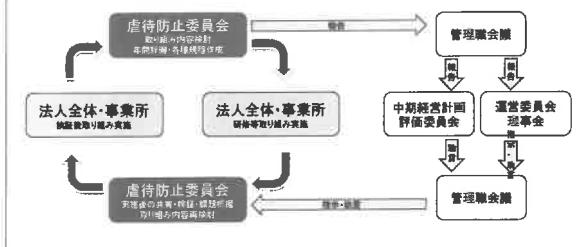
△社会福祉法人虹の会

27

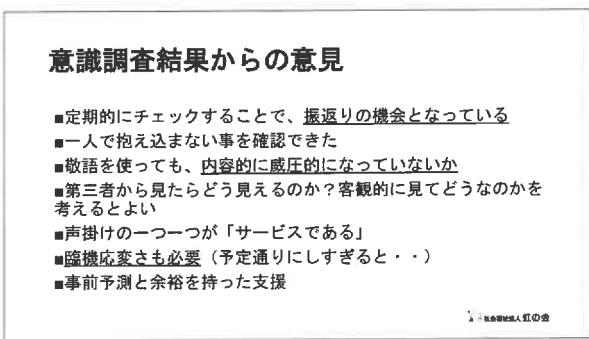


23

PDCAサイクル



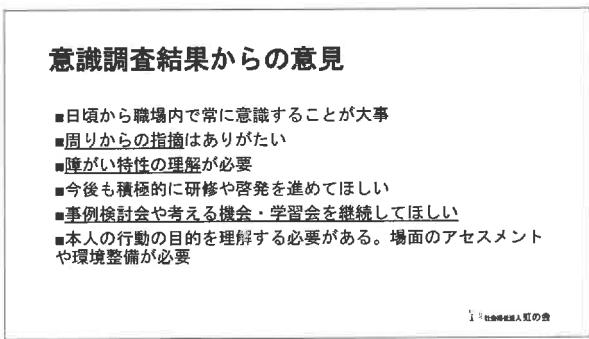
28



24



29

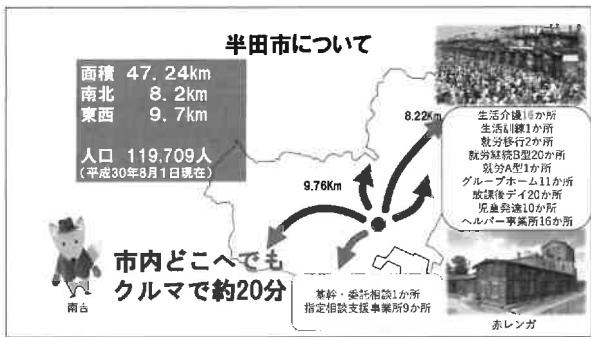


25

虐待防止委員会の実際の運営 ～半田市自立支援協議会の実践から～

半田市障がい者相談支援センター
センター長 加藤 恵

1



2

虐待防止とその後の支援の仕組み

はじめの一歩は、
行政と基幹・委託の相談で虐待の流れと役割分担の研修を3年続けて実施。受理会議に基幹も参加。
2歩目は、
研修で行動指標を実施。振り返りの担当者会議を3ヶ月ごとに実施することに。
3歩目は、
市内向け研修を創立立て。
4歩目は、
パートの職員までに届けてないよね。。。と職員会員参加に向けて。ZOOM会議45分
5歩目は、
当事者向け研修を事業所を訪問して実施。

3

半田市における現状の虐待防止に関する研修

法人独自での
虐待防止研修の実施
(講師紹介あり)

ビルアップ研修
(市の登録講師を派遣)
行政の・機関職員・他事業所職員
アンガーマネジメント等

虐待があつたり、その疑いがあつた事業所

*当事者向け研修の実施
*家族向けの研修の実施
*教育向け研修の実施 (ZOOM)
*幼稚園・保育士向け研修の実施 (ZOOM)

半田市企事業所全員研修 (ZOOM)

基幹は全事業者が全職員に！それぞれの法人に必要な研修はそれぞれで。必要であれば講師の派遣や行政・基幹の協力も得られる仕組みに。

4

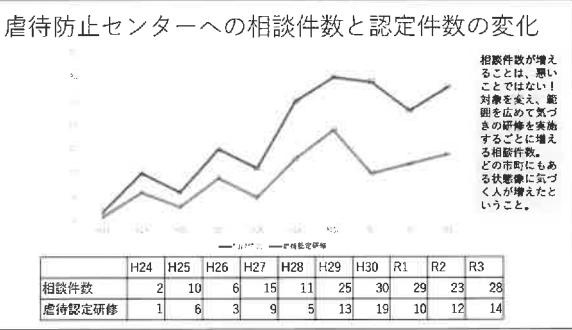
どうやって今の研修体制になったの？

平成24年 障害者虐待防止法ができる
平成24年 半田市高齢者障がい者虐待防止委員会（行政）設置
→なかなか虐待通報の数が伸びず
平成27・28年 事業所に訪問研修
(行政と基幹がペアになって) を開始
*虐待の気づきから支援までの流れと支援者・行政・相談のそれぞれの役割を伝えることを目的とする
⇒少し気づきの通報研修が増える

5

平成29年～ 市民向け研修を開始
*わかりやすく劇仕立てで。
平成29年～令和元年 集合型研修
*管理者・サービス管向けの研修を実施
⇒がんばっても50名から80名の参加
ビルアップ研修（行政職員や基幹職員、登録した事業所の職員が研修講師として派遣できる仕組み）開始
令和2年～ 全事業所全職員向け研修開始
*200Mにて45分（虐待防止）+R3～45分（身体拘束）
⇒令和2年550名 令和3年569名（80事業所）の参加
令和3年～ 当事者向け差別解消・虐待防止研修の実施
*権利擁護部会にて就労移行・B型事業所を訪問 1年3か所
教員向け・幼稚園教諭・保育士向け研修開始 (ZOOM)

6



7

研修を受けた事業所職員の声

見直していくところからなった（運営感）と気づく。同じく、体調を気に入られたり、おもてなしの心がうれしくて感じた。日本文化が、森のぬくもりを見直すきっかけとなり、新しい知識を得た。教育者の方が、森のぬくもりを感じてもらいたい。
社会福祉法人ダブルエヌティーエス TSヒマラヤ [認定NPOデリバリー]
奈良野野口 実木久子

当法人では虐待防止型、グループホーム、学生介護、肢体不自由者介護、精神疾患者介護など多様な事業を行なっています。日々何をやるとしても、企画立案から、一日三度の朝会に至るまで、悉く運営の動向に合わせて取り組んでいます。また、運営の問題意識を抱いていたりして、これまでやってきたことを振り返りながら、改めて実践していくことがとてもありました。今後も新規実践していただけたら幸いです。

笠立公民会 well villa
WOODLAND (BED)
サービス若狭信三郎 から新明

わが町、即ち市街は『島がいる』(笑) 週刊誌でよく紹介してもらっている。その取り組みとして、金平糸巻の開拓や、地域活性化のため、各種のイベントを開催する場所を必要としている。花火大会とくじ引き大会など、地域活性化のため、多くの市民の方々が参加してくださりました。それから、加え後援会員やDVDの販売など、参加方法が多様化し事業所にも合わせた参画形態が確立され、地域活性化のため、多くの市民の方々が参加してくださりました。また、年間を通して少しの時間で新規実践できるのがやり込みやすくなっています。

社会福祉法人ダブルエヌティーエス TSヒマラヤ [認定NPO]
宮川良一 信田重博

8

会員の内活動部による会員登録を行なうところからはじめて、自己紹介としてこのような内容を用意してもらいました。運営者一人への要請ではなく、各会員が自分の得意分野の研修を行なうことに従事者の意欲が高まることにつながりました。そのため、加えて後援会員やDVDの販売など、参加方法が多様化し事業所にも合わせた参画形態が確立され、地域活性化のため、多くの市民の方々が参加してくださりました。それから、年間を通して少しの時間で新規実践できるのがやり込みやすくなっています。

各事業所において、すべての職員に受講を！！それがきっかけにて、事業所の中で話し合いつながります。

虐待の気づきの度合いになり、相談件数も増えている。虐待防止の基本を自立支援協議会で実える。

9

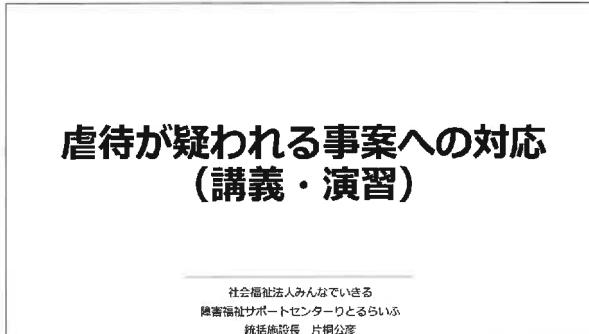
半田市の取り組みから圏域での研修へ 圏域アドバイザーとしての取り組み

内容とスケジュール

開催地	開催日	内容
1. 市内会議室	14:00～14:10 14:30～14:40	はじめに 拡洋と意義説明 「虐待行為における行政・裁判府の役割は？」調査 30分 田原市障害者相談支援センター センター長 新井 在慶 氏
2. 3ヶ所を越えて車両で巡回を考え方	14:40～16:40	各ケース 事例紹介5分・小町検討15分・意見交換10分 (連携体連携会) ケース1：町村をまじいで応対すべきケースについて ケース2：虐待者が複数で対応したくさんの御園の調整を必要とするケースについて ケース3：虐待通報をきっかけに複数行政機関のある方の支援を検討するケースについて ケースの取り扱い 戻り先セミナー 今井 五郎 氏
まとめ 今井さん・新井さん・アドバイザー加藤 各5分程度	16:40～17:00	

10

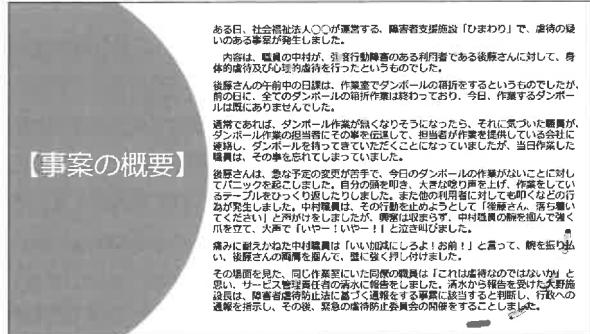
障害者福祉施設従事者コース
演習 資料



虐待が疑われる事案への対応 (講義・演習)

社会福祉法人みんなでいきる
障害福祉サポートセンターとるらいふ
統括施設長 片桐公彦

1



ある日、社会福祉法人○○が運営する、障害者支援施設「ひまわり」で、虐待の疑いのある事案が発生しました。

内容は、職員の中村が、介護行動障害のある利用者である後藤さんに対して、身体的虐待及び心理的虐待を行ったというものでした。

後藤さんの午前中の日課は、作業室でダンボールの積折をするというものでしたが、午後になると、作業室の机の上に置かれたダンボールの箱の作業用工具は342個となり、今日、作業をするダンボーラーは既にいませんでした。

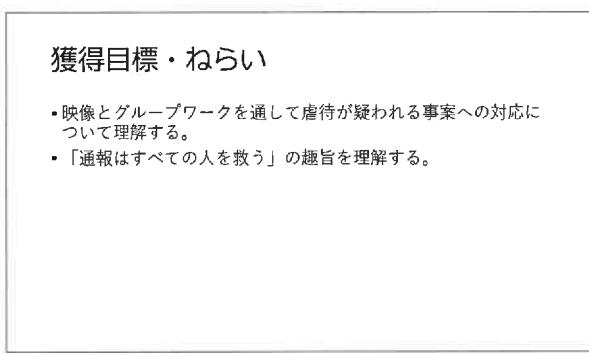
通常であれば、ダンボール作業が終わらなくなったら、それに気づいて職員が、ダンボーラーの担当者の指示で作業を提供している会社に連絡し、ダンボールを持ってきていたいことになっていましたが、当日作業した職員は、その点を忘れていました。

後藤さんは、急に予定の変更苦手で、今日のダンボールの作業が終わることに対しパニックになりました。自分の勝手に、大きめの殴り声を上げ、作業をしていて、手の力で机を蹴りました。また、机の角や頭部に力をかけて叩く動作を行なっていました。机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、後藤さん自身で行なうのが好きで、自分でやっているのか、他の人がやっているのかどちらかは、机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、後藤さんは止まらず、中村職員の断つても強く爪を立てて、大汗で「いいや！いいや！」と泣き叫びました。

痛みに耐えかねた中村職員は、「いいや間にしよう！お前！」と罵って、腕を振り払い、後藤さんの脛脛を蹴んで、壁に殴りつけました。

その場面を見ていた同じ職員の清水は、「これは虐待なのではないか」と思い、サービス管理責任者の清水に報告をしました。清水から報告を受けた大野施設長は、障害者虐待防止法に基づく通報をする事務官該当者と判断し、行政への通報を指示し、その結果、緊急の虐待防止委員会の開催をすることが決まりました。

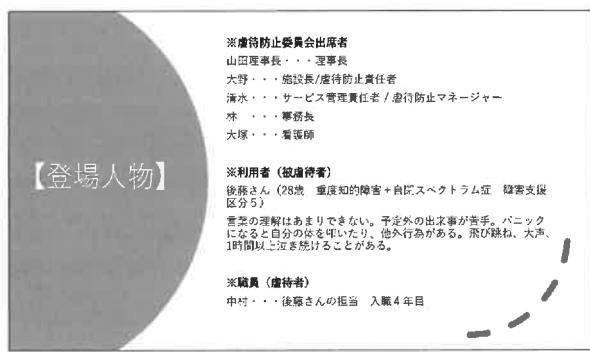
6



獲得目標・ねらい

- 映像とグループワークを通して虐待が疑われる事案への対応について理解する。
- 「通報はすべての人を救う」の趣旨を理解する。

2



※虐待防止委員会出席者

山田理事長・・・理事長
大野・・・施設長/虐待防止責任者
清水・・・サービス管理責任者 / 虐待防止マネージャー
林・・・事務長
大塚・・・看護師

【登場人物】

※利用者（被虐待者）

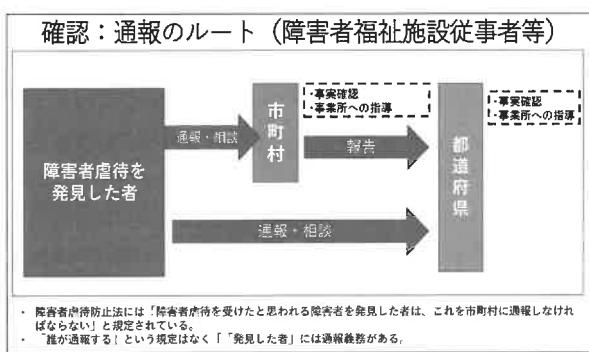
後藤さん（28歳 重度知的障害+自閉スペクトラム症 痢害支援区分5）

言葉の理解はあまりできない。予定外の出来事が苦手。パニックになると自分の体を守るために、他人行為がある。飛び跳ね、大汗、1時間以上泣き続けることがある。

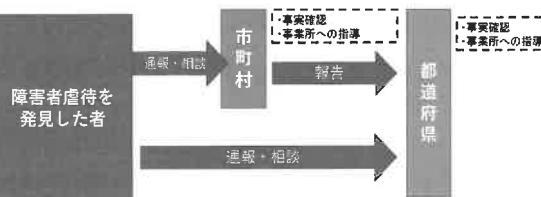
※職員（虐待者）

中村・・・後藤さんの担当 入職4年目

7



確認：通報のルート（障害者福祉施設従事者等）

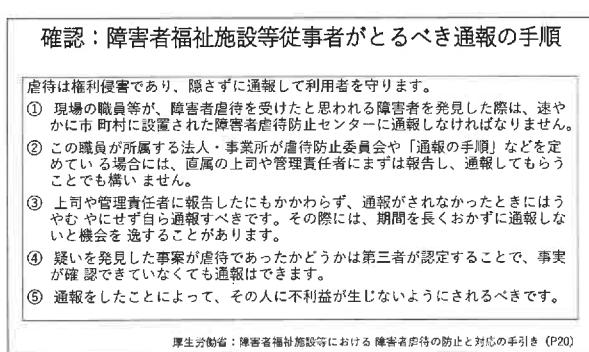


- 障害者虐待防止法には、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、これを市町村に通報しなければならない」と規定されている。
- 「誰が通報する」という規定ではなく、「発見した者」には通報義務がある。

3

虐待に関する相談・行動記録（参考）		
相談日時: 令和元年〇月〇日（水曜）	記録: 清水（セヒロ）	担当者: ○○
担当者名: 後藤〇〇様 令和元年〇月〇日 10:00	担当者氏名: 田中●● 報告者: ○○	担当者: ○○
	ダンボール作業をするために、後藤さんは作業室にいらっしゃるが、いつも向かっているダンボール作業がなく、不満になっている。	
	子供の頃から抱かれていました。自転車内に声出しが発生。中村職員が「今度はダンボールはありますか？」と伝えます。起因せず。また、大きな声を上げてパニックとなり、いつも使っているテーブルを引っこみながら走ります。その後、机の角や頭部に力をかけて叩く動作を行なっています。机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、後藤さんは止まらず、中村職員の断つても強く爪を立てて、大汗で「いいや！いいや！」と泣き叫びました。	
	机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、清水さんによると、子供の頃からやめて、机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、後藤さんは止まらず、中村職員の断つても強く爪を立てて、大汗で「いいや！いいや！」と泣き叫びました。	
	机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、清水さんによると、机の角や頭部に力をかけて叩く動作は、後藤さんは止まらず、中村職員の断つても強く爪を立てて、大汗で「いいや！いいや！」と泣き叫びました。	
13:00	その度、中村職員は机の角や頭部に力をかけて叩く動作を止めるが、清水さんは机の角や頭部に力をかけて叩く動作を止めたときに机の角や頭部に力をかけて叩く動作を再び行なう。	
13:30	机の角や頭部に力をかけて叩く動作を再び行なう。	
14:00	机の角や頭部に力をかけて叩く動作を再び行なう。	
14:30	机の角や頭部に力をかけて叩く動作を再び行なう。	

8



確認：障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順

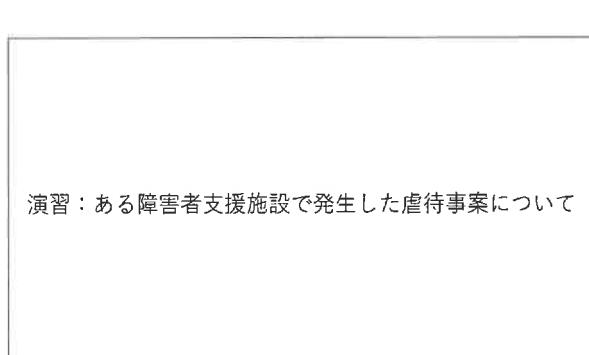
- 虐待は権利侵害であり、隠さずに通報して利用者を守ります。
- 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに市町村に設置された障害者虐待防止センターに通報しなければなりません。
 - この職員が所属する法人・事業所が虐待防止委員会や「通報の手順」などを定めている場合には、直属の上司や管理責任者にまずは報告し、通報してもらうこともあります。
 - 上司や管理責任者に報告したにもかかわらず、通報がされなかったときにはうやむやにせず自ら通報すべきです。その際には、期間を長くおくかずには通報しない機会を逸することがあります。
 - 疑いを発見した事案が虐待であったかどうかは第三者が認定することで、事実が確認できていなくても通報はできます。
 - 通報をしたことによって、その人に不利益が生じないようにされるべきです。

厚生労働省：障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き（P20）

4

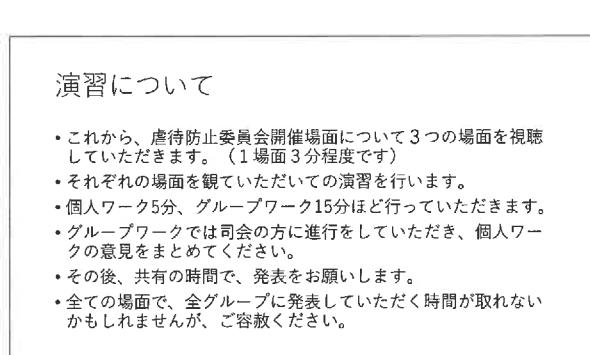
登場人物について（参考）	
職員名	キャラクター
山田理事長	法人の理事長。権利のことはあまり分からない感じ。物事を大事にすることを好まず、ことなれば主義的な一面がある。利用者に権利意識にはやわらか。法人の評議や体験を気にするところがある。正義感の強い大野施設長のことをあまり快く思っていない。
大野施設長	入所施設の施設長・虐待防止責任者。利用者の権利擁護についての知識や見識があり、今回の虐待事案については、直ぐに通報をするように清水に指示する行動派。山田理事長からは過疎の助からないところを煙たがられている。
林事務長	山田理事長のつてがりで事務長にヘッドハンティングされた人物。建設会社から福祉業界へ転身。福祉的な知識、経験はない。理事長等の意見を持つが、周囲の意見を開いて、徐々に認識を改めていく。
清水セビ管	「ひまわり」のサービス管理責任者であり虐待防止マネージャー。大野施設長の影響を受け、正義感が強く、障害者虐待のみならず、利用者の権利擁護についても思いが強いた。
大塚看護師	別の施設から転職してきた看護師。以前の施設では虐待通報がなされずに、放置された場面をみたいたい経験がある。前職の経験を活かし、通報の必要性を意識する。

9



演習：ある障害者支援施設で発生した虐待事案について

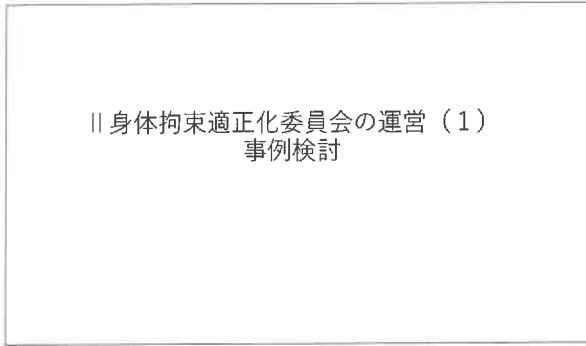
5



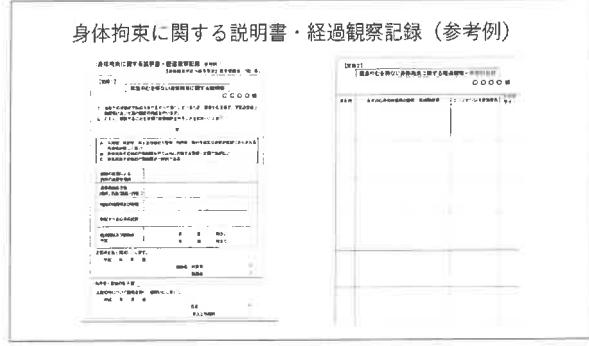
演習について

- これから、虐待防止委員会開催場面について3つの場面を視聴していただきます。（1場面3分程度です）
- それぞれの場面を観ていただきての演習を行います。
- 個人ワーク5分、グループワーク15分ほど行っていただきます。
- グループワークでは司会の方に進行をしていただき、個人ワークの意見をまとめてください。
- その後、共有の時間で、発表をお願いします。
- 全ての場面で、全グループに発表していただく時間が取れないかもしれません、ご容赦ください。

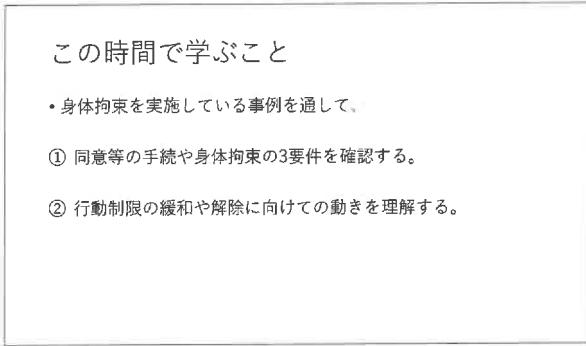
10



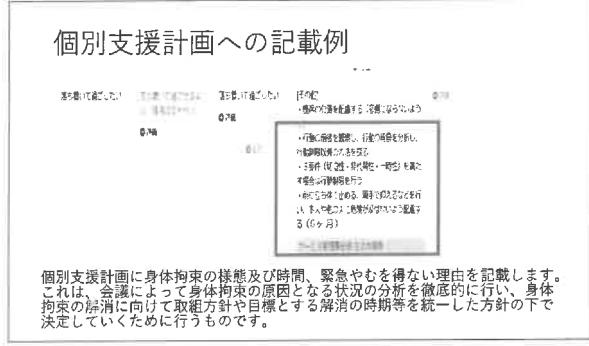
1



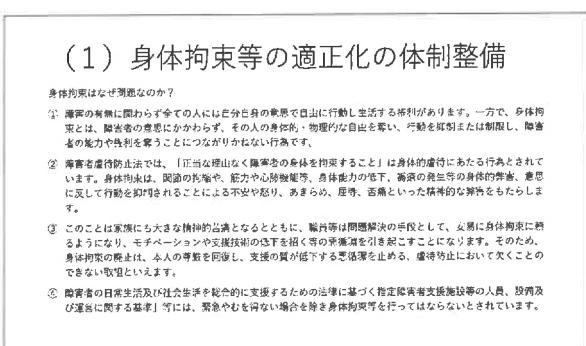
6



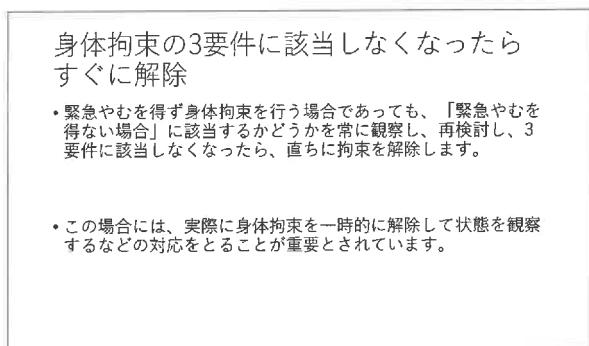
2



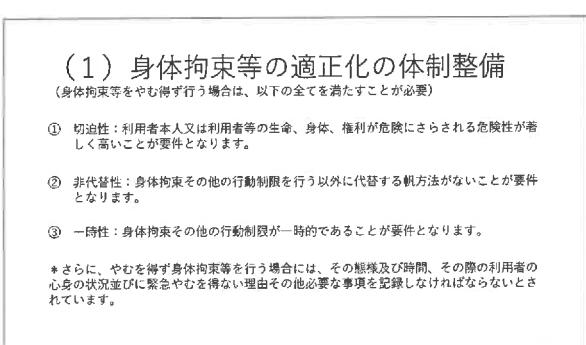
7



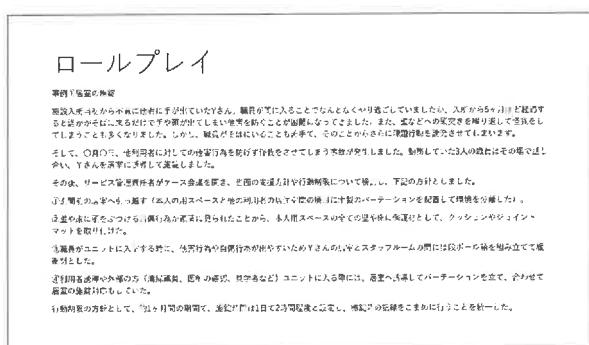
3



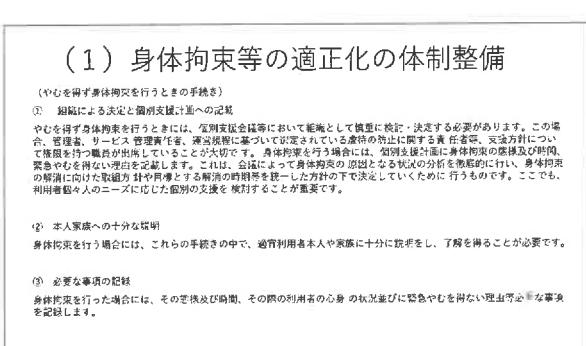
8



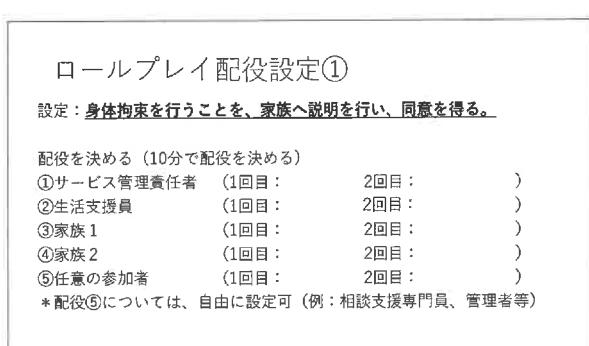
4



9



5



10

ロールプレイ役割設定②

①家族に対して、どのような手順で、どのような内容を伝えるか
グループで話し合う。 (20分)

(どのような手順で、どのような内容を家族に伝えるか)

-
-
-
-
-

11

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

①徘徊しないように、車いす、ベットに体幹や四肢等をひもで縛る

工夫

1. 徘徊そのものを問題として考えるのではなく、そのような行動をする原因、理由を究明し、対応策をとる
2. 転倒しても骨折やけがをしないような環境を整える
3. スキンシップを図る、見守りを強化・工夫するなど、常に関心を寄せておく

16

ロールプレイをやってみよう (10分)

①サービス管理責任者役、生活支援員役は身体拘束について説明をして、同意を得る。

②家族役は、基本姿勢として身体拘束について同意しない。事業所側から説明を受けても質問を投げかけるなど、同意しない姿勢を出す。

12

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

②脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着ける

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 5分)

(グループワーク 5分)

17

ロールプレイの感想を述べあう (10分)

① サービス管理責任者役、生活支援員役は家族への説明を実施して、難しく感じたこと、もっと工夫すべき点等の意見を述べる。

② 家族役は事業所側からの説明を受けての感想、また、家族として説明を受けた際の心情などについて意見を述べる。

次は配役を交代して実施（ロールプレイ10分、感想を述べあう10分）

13

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

②脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる

工夫

1. おむつに頼らない排せつを目指す
2. 脱衣やおむつはずしの原因や目的を究明し、それを除くようになる。
3. かゆみや不快感を取り除く
4. 見守りを強化とともに、他に関心を向けるようにする

18

ロールプレイを通して、身体拘束を許容する考え方を問い合わせ直そう

・身体拘束は行う理由として、障害者の家族の同意により許容されるという意見があります。確かに、家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する場合がほとんどだと思います。しかし、その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして縛られている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していることを、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。

・家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と日頃からの家族との関係性作りが重要です。

14

身体拘束をせずにケアを行うためにー3つの原則

「身に拘束ゼロの手引き」を参考に

1. 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやめ得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」と言われることがある。

- ・徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ・転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の除去などの危険行為な行動
- ・かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- ・姿勢の崩れ、位体保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探し、除去する支援が必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなるのである。

19

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

①徘徊しないように、車いす、ベットに体幹や四肢等をひもで縛る（徘徊中に転倒し、骨折やケガの恐れあり）

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 5分)

(グループワーク 5分)

15

身体拘束をせずにケアを行うためにー3つの原則

「身に拘束ゼロの手引き」を参考に

2. 5つの基本的ケアを徹底する

・そのためには、まず、基本的な支援を十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である。(①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する（アクティビティ）)といふ5つの基本的事項について、その人にあった十分なケアを徹底することである。

・例えば、「①排せつする」ことについて、ア.自分で排せつできる、イ.声かけ、見守りがあれば排せつできる、ウ.尿意、便意はあるが、部分的な介助が必要、エ.ほとんど自分で排せつできないといった基本的な状態と、その他の状態アセスメントを行いつつ、それを基に個人ごとの適切な支援を検討する。

20

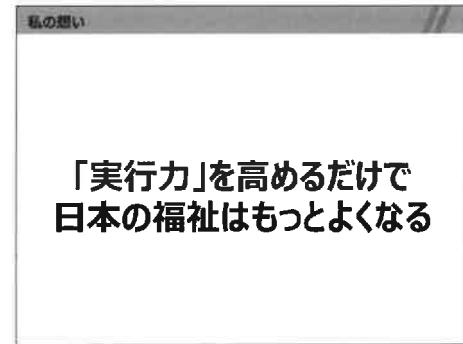
身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則
「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

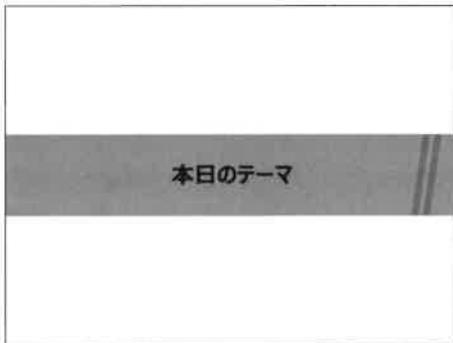
- ・身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、福祉事業所における支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。
- ・「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが期待される。



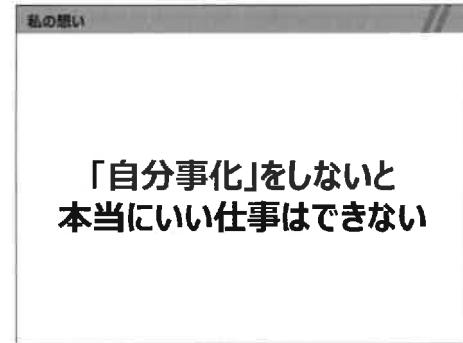
1



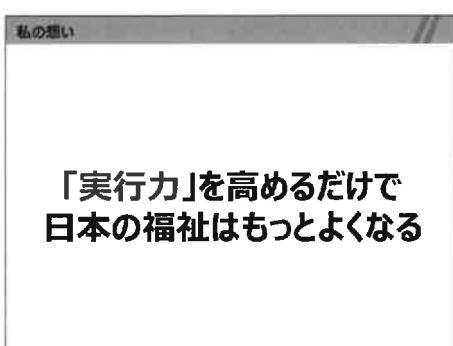
6



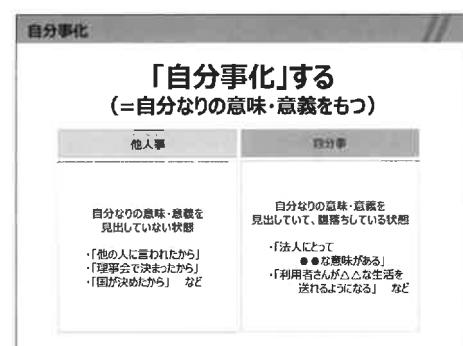
2



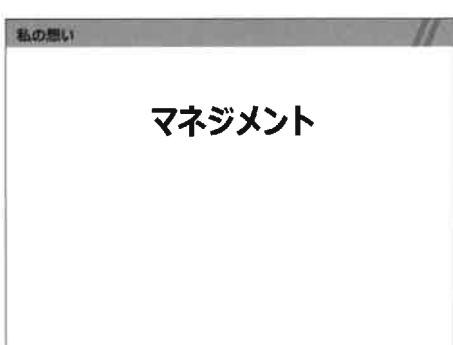
7



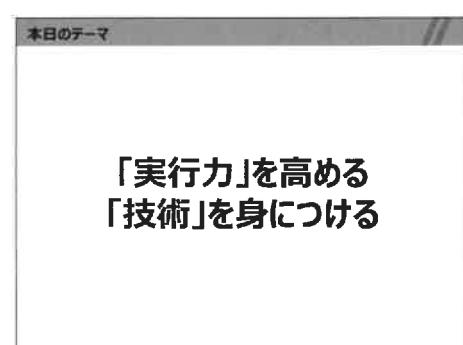
3



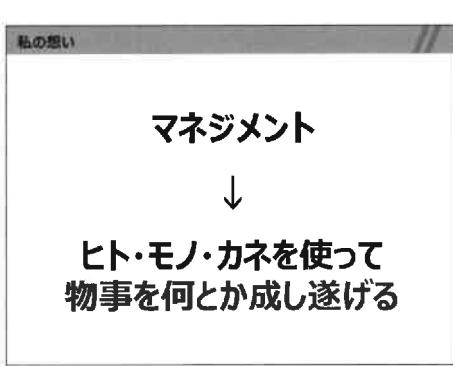
8



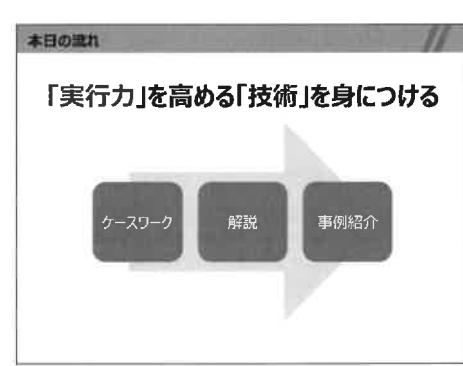
4



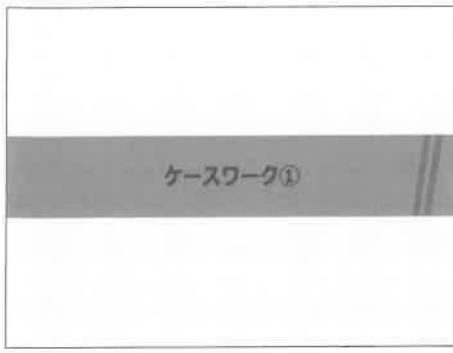
9



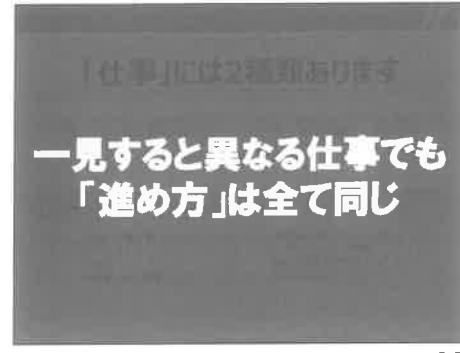
5



10



11



16

ワーク①「虐待防止委員会立ち上げよ！」

虐待防止についての取り組みが、本格化してきました。

ある日、あなたは理事長に呼び出されました。
「虐待防止委員会だが、内容が雑談みたいになっていて、決めたことが実行されていないようなんだ。
Aさん、虐待防止委員会を形骸化しないよう活発化させてほしい！Aさんなら絶対できる。期待しているから、後はよろしく頼んだよ！」

面談後、途方に暮れるあなた。
「虐待防止委員会を活発化させるってどうしたらいいんだろう…」

ただ、動かないことは始まりません。
あなたは、手探りながら、早速動き出すことにしました。

**虐待防止委員会を形骸化させないために
あなたならまず何をしますか？
現状の課題を考えてみよう**

12

本日のテーマ

全ての仕事の進め方は「3ステップ」
「企て、動かし、見つめ直す」

17

ワーク②「虐待防止委員会が形骸化している理由をかんがえる」

①個人ワーク（5分）

②グループワーク（10分）

13

仕事を「企画」する

18

質問

**自分なりの「仕事の進め方」
は確立していますか？**

14

「企画」とは…

**企てを実現するために
計画する**

19

「仕事」とは？

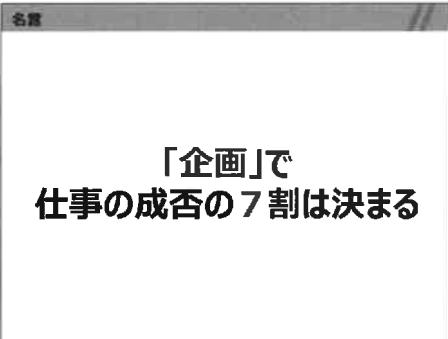
「仕事」には2種類あります

定常業務	非定常業務
日常的に行う 発生タイミングが決まっている業務 ・個別支援計画 ・デイレコード ・勤怠 ・経理・小口管理など	突然的な 発生タイミングが決まっていない業務 ・虐待防止委員会の立ち上げ ・ミッション、ビジョンの策定 ・新たな事業所の立ち上げ ・クラスター対応など

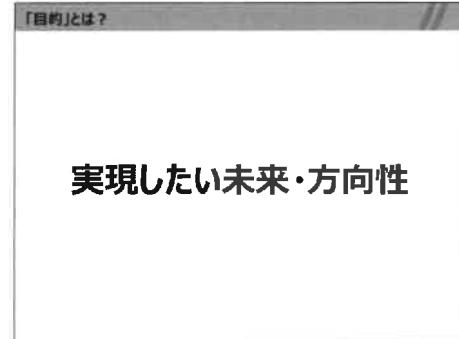
15

**成し遂げたいことは
計画を立てないと
実現しない**

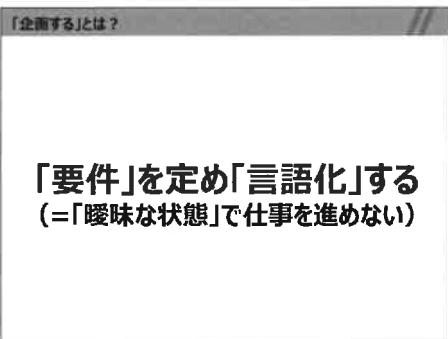
20



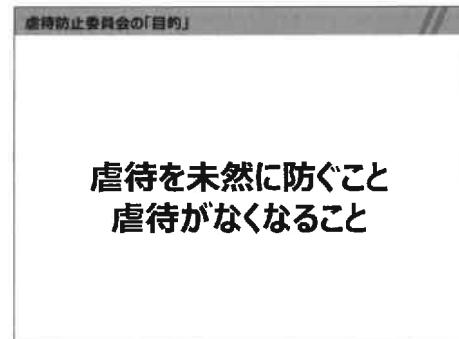
21



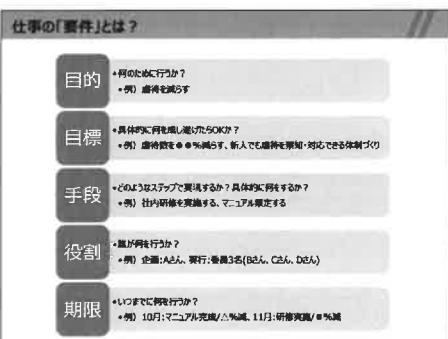
26



22



27



23



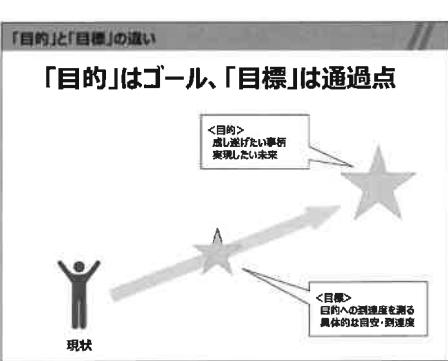
28



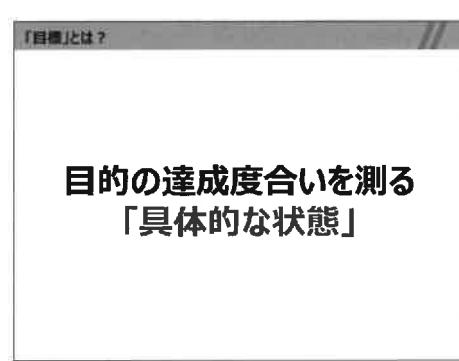
24



29



25



30

「目標」を考える方法

- ①「達成状態」を描く
 - ・誰が(何が)」「どうなったら」OKか「具体的」に考える
 - ・様々な観点からできるだけ沢山考える
例) ステークホルダー(登場人物)軸、時間軸、空間軸
- ②「達成状態」を「要是」で括り「抽象化/数値化(=目標化)」する
 - ・「達成状態」を眺めたときに、「抽象化」する
 - ・もし可能なものであれば、それを「数値化」する
 - ・不必要的目標はそぎ落とす
- ③目標が「目的」に合致しているか確認する
 - ・「目標」を達成しても「目的」達成に近づかないことがある
 - ・「目的を達成するための目標」としてしっかり機能しそうか確認する

31

「目標」とは?

目的の達成度合いを測る 「具体的な状態」

36

「虐待防止委員会」の「目標」

達成状態	目標
A事業所の新入社員さんが、支援中に間接的Cさんが利用者さんにに対して身体拘束をしているような状況を目じした。自分自身での判断が難しかったので、班リーダーに同時に相談した。Bさん自身自身、身体拘束について知識が無かったと思ったので、改めて復習して学び直しました。	新入社員でも、虐待の類型等を正しく理解し、虐待と思しき事象が発生したときに、正しい対応方法が分かっている。
班リーダーのDさんは、事業所内で利用者さんにに対して不適切な動をしていたEさんを見つ見ました。本人には、その場で注意をし、支援が終わった後に改めてFBしました。	班リーダーが、不適切支援の基準を正しく理解し、メンバーに虐待と思しき事象が発生したときに、同時に正しくFBすることができる。
理事長のFさんは、事業所内で利用者さんにに対して不適切な動をしていたGさんを見つ見ました。同じ事象で異なる判断がされる可能性があることに危機感を感じていた。そこで、虐待の基準について取り合ひの場が定期的に持たれていて、組織としてのナレッジが集まり、展開される場を作った。	虐待についての事例、知識が法人内でナレッジとして蓄積&展開されていて、虐待に対するアンテナが全職員立っています。

32

「目標」を考える方法

- ①「達成状態」を描く
 - ・誰が(何が)」「どうなったら」OKか「具体的」に考える
 - ・様々な観点からできるだけ沢山考える
例) ステークホルダー(登場人物)軸、時間軸、空間軸
- ②「達成状態」を「要是」で括り「抽象化/数値化(=目標化)」する
 - ・「達成状態」を眺めたときに、「抽象化」する
 - ・もし可能なものであれば、それを「数値化」する
 - ・不必要的目標はそぎ落とす
- ③目標が「目的」に合致しているか確認する
 - ・「目標」を達成しても「目的」達成に近づかないことがある
 - ・「目的を達成するための目標」としてしっかり機能しそうか確認する

37

「虐待防止委員会」の「目標」

達成状態	目標
A事業所の新入社員さんが、支援中に間接的Cさんが利用者さんにに対して身体拘束をしているような状況を目じした。自分自身での判断が難しかったので、班リーダーに同時に相談した。Bさん自身自身、身体拘束について知識が無かったと思ったので、改めて復習して学び直しました。	新入社員でも、虐待の類型等を正しく理解し、虐待と思しき事象が発生したときに、正しい対応方法が分かっている。
班リーダーのDさんは、事業所内で利用者さんにに対して不適切な動をしていたEさんを見つ見ました。本人には、その場で注意をし、支援が終わった後に改めてFBしました。	班リーダーが、不適切支援の基準を正しく理解し、メンバーに虐待と思しき事象が発生したときに、同時に正しくFBすることができる。
理事長のFさんは、事業所内で利用者さんにに対して不適切な動をしていたGさんを見つ見ました。同じ事象で異なる判断がされる可能性があることに危機感を感じていた。そこで、虐待の基準について取り合ひの場が定期的に持たれていて、組織としてのナレッジが集まり、展開される場を作った。	虐待についての事例、知識が法人内でナレッジとして蓄積&展開されていて、虐待に対するアンテナが全職員立っています。

33

「企業」を行う際のポイント

「ベストなメンバー」で 「議論の3ステップ」に沿って議論する

38

「虐待防止委員会」の「目標」

- ①新入社員でも、虐待の類型等を正しく理解し、虐待と思しき事象が発生したときに、正しい対応方法が分かっている。
- ②虐待（不適切支援）についての事例・知識が法人内でナレッジとして蓄積&展開されていて、虐待に対するアンテナが全職員立っている。

34

「ベストなメンバー」で

**役職や立場に関係なく
企画の内容について
最も良いアドバイスをしてくれる人
(=最もその領域で専門性が高い人)**

39

「目的」と「目標」の組織を確認する

**「●●(目的)」の達成のために
「△△(目標)」という状態が実現している**

35

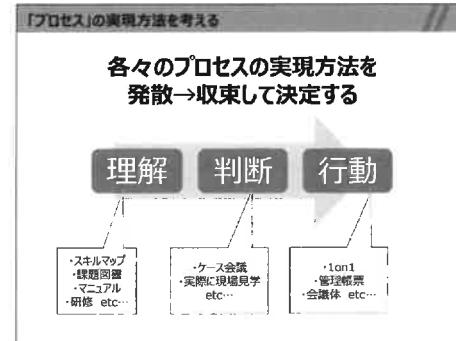
「目標」の3ステップ」に沿って進める

- 前提共有
 - ・関係者がこの課題の重要性が理解し、各自の役割が明確である
 - ・例) 事業にトライントにて所有権を有する、他の部署に一貫してモニタリング
- 発散
 - ・問題の本質を明確化して、原因を特定する
 - ・例) 基本的に支店が販売を担当するが、直営店での販売を強調する
- 収縮
 - ・同じく販売部門を明確化し、直営店での販売を強調する
 - ・例) 基本的に各の仕事の責任者を明確化する

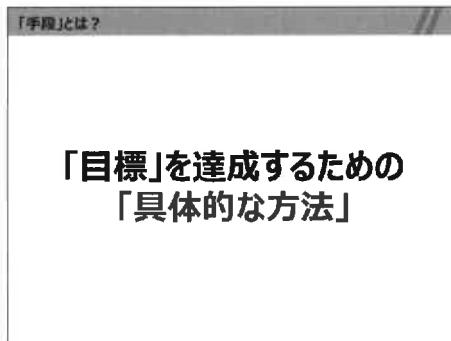
40



41



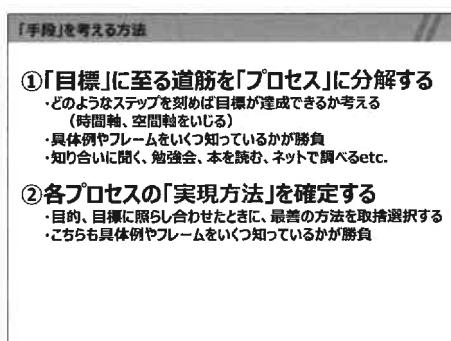
46



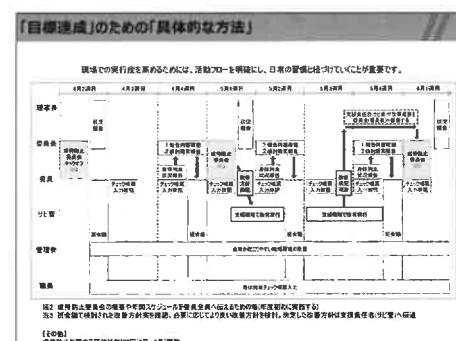
42

- 「目標達成」のための「具体的な方法」
- ①研修による理解浸透と周知徹底（理解/判断）
 - ②マニュアルの作成と実施（理解/判断）
 - ③虐待防止委員会を月次開催（判断）
 - ④チェックとモニタリング機能の充実（行動）

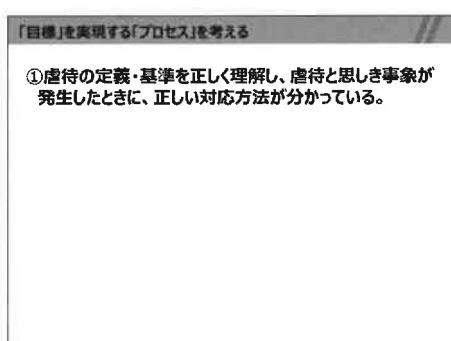
47



43



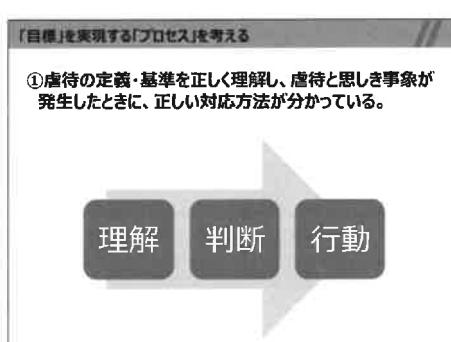
48



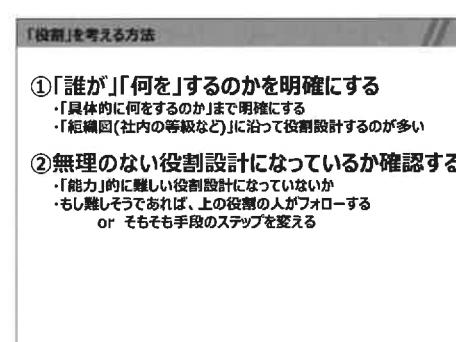
44



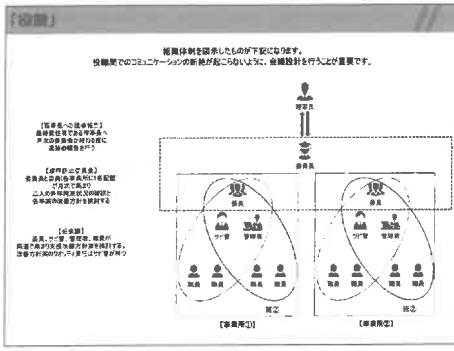
49



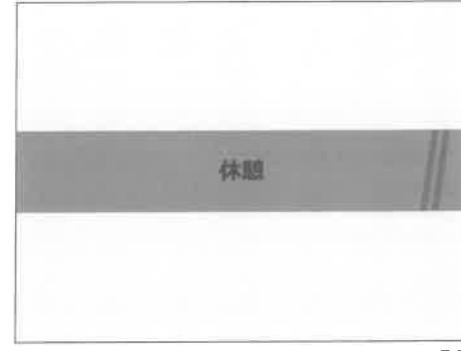
45



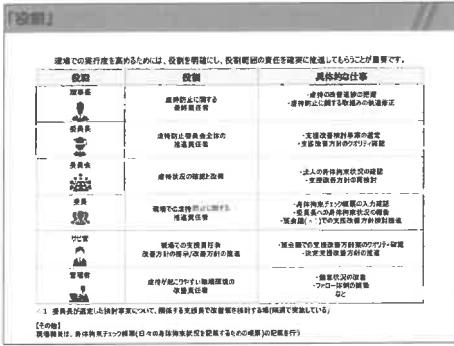
50



51



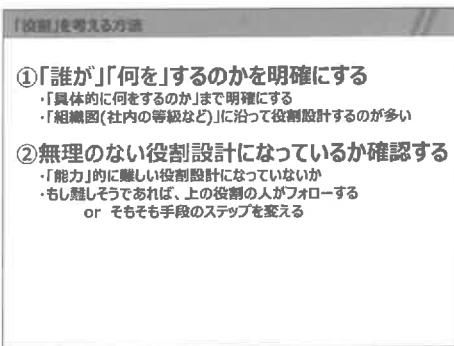
56



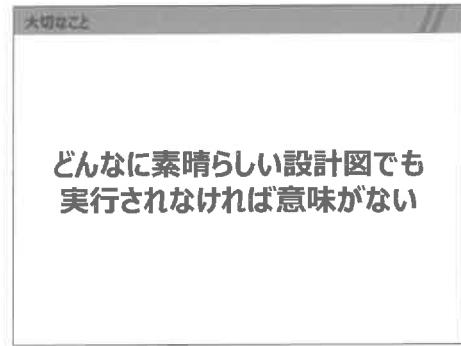
52



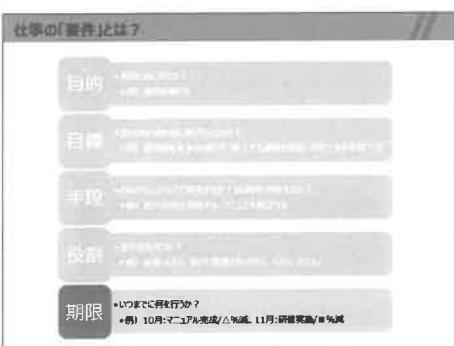
57



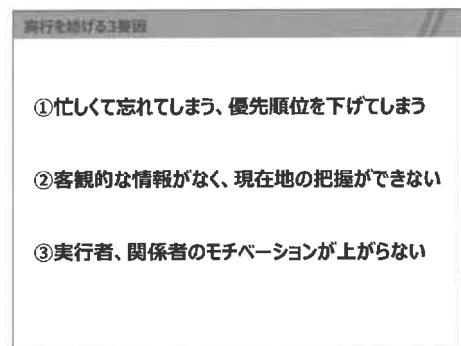
53



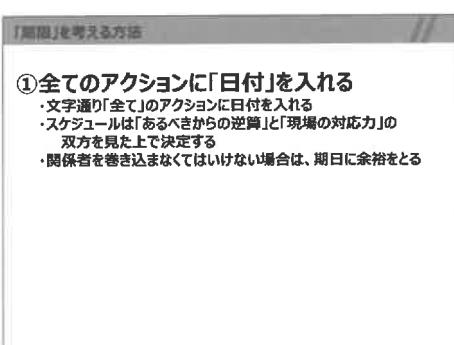
58



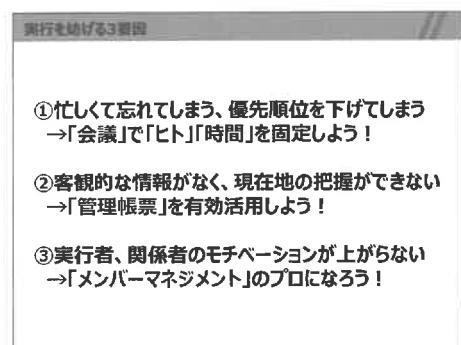
54



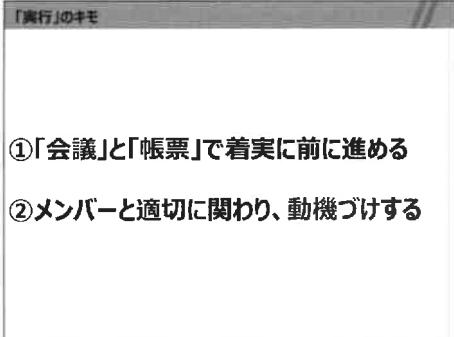
59



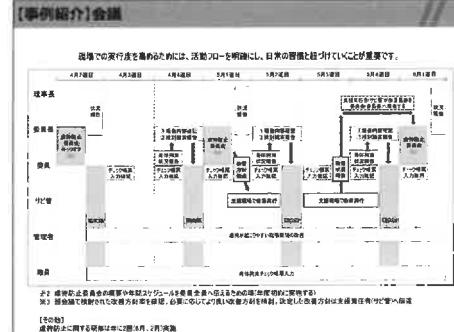
55



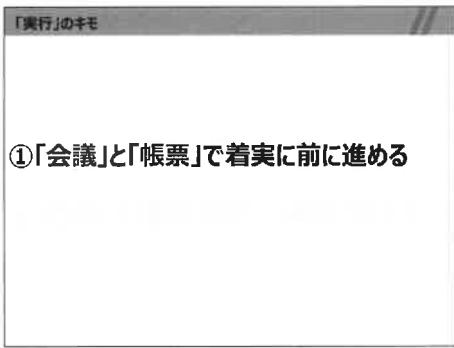
60



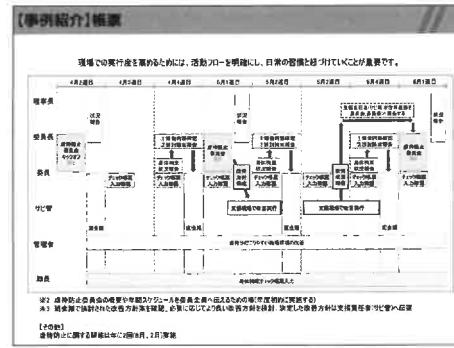
61



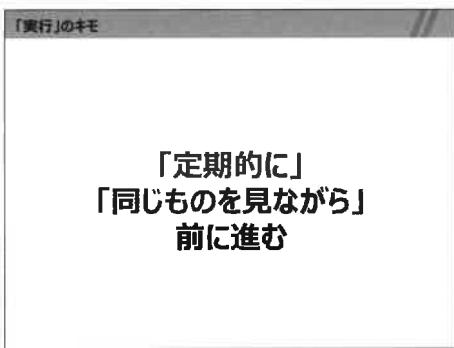
66



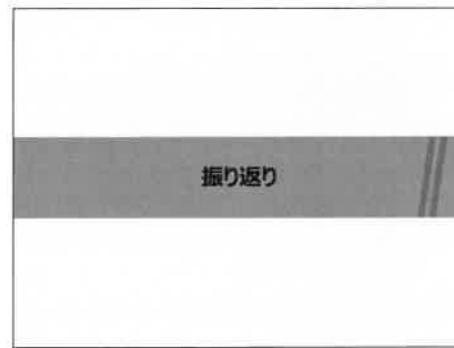
62



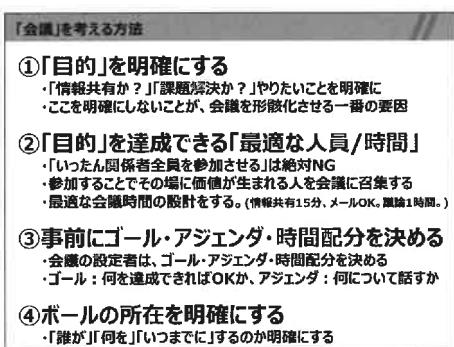
67



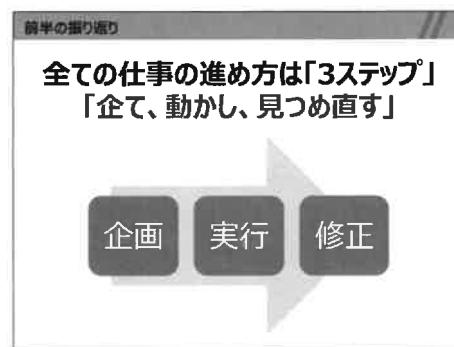
63



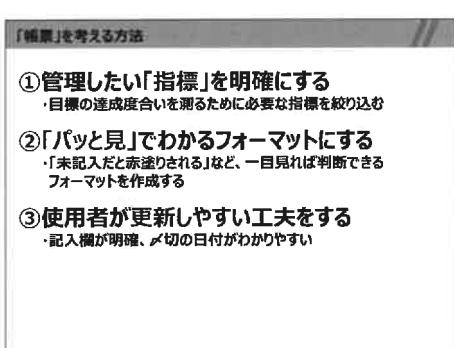
68



64



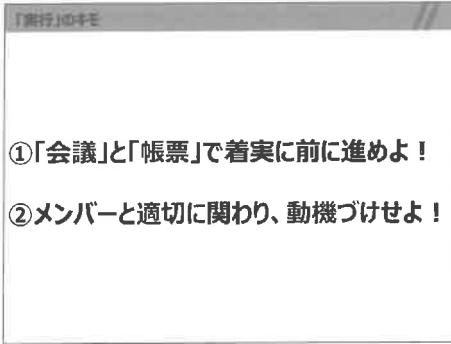
69



65



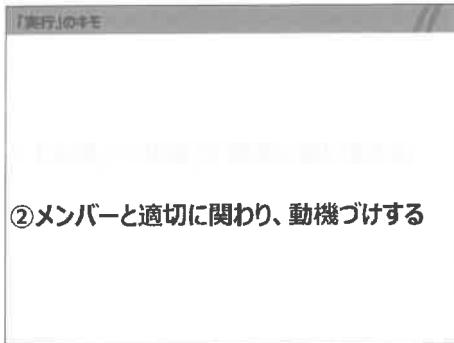
70



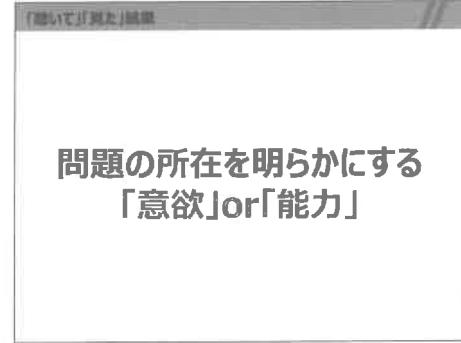
71



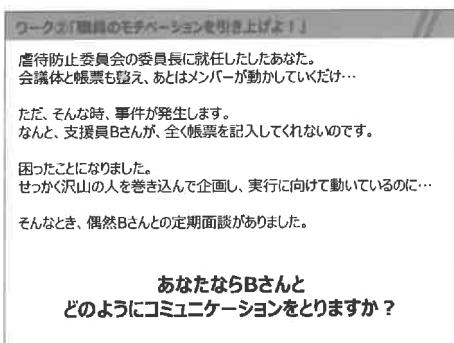
76



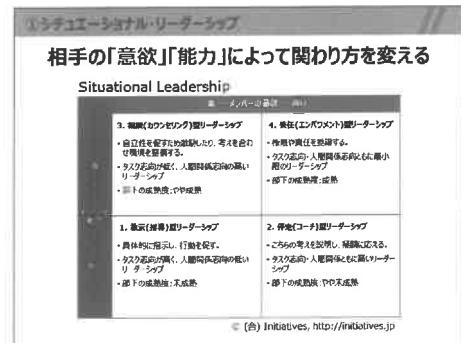
72



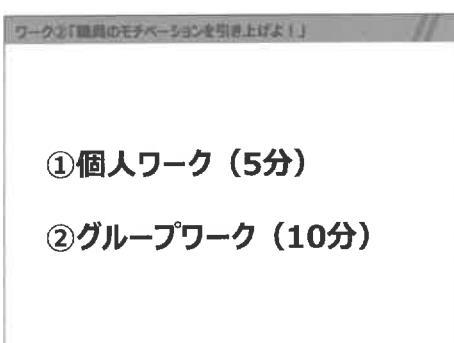
77



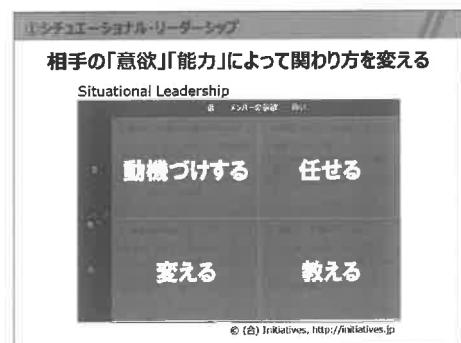
73



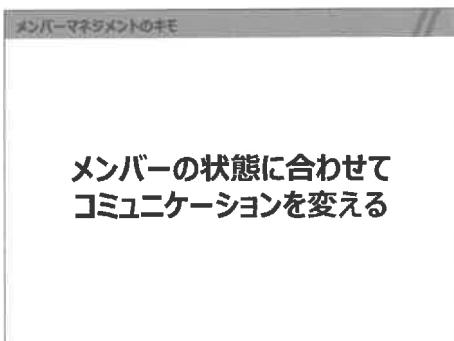
78



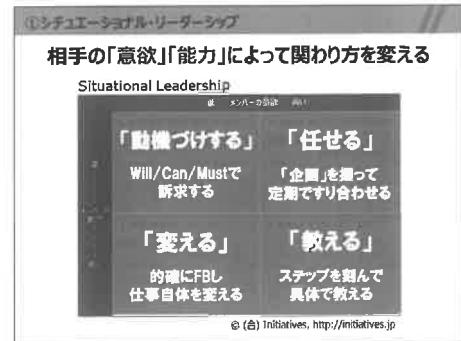
74



79



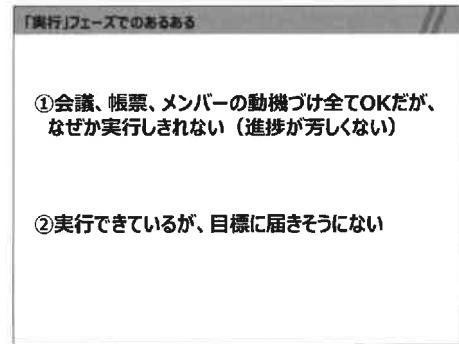
75



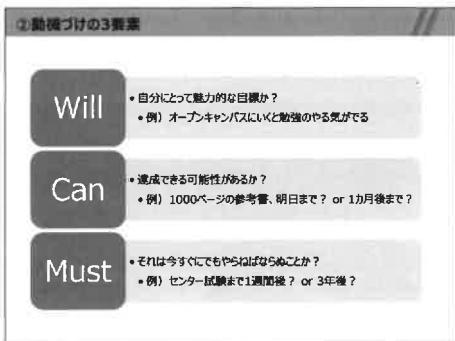
80



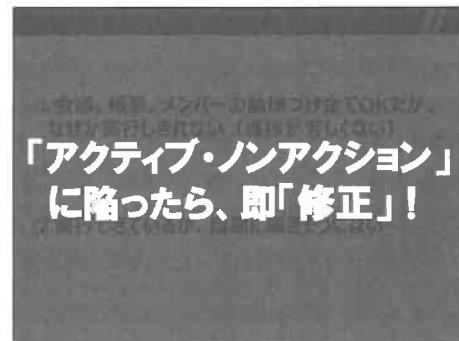
81



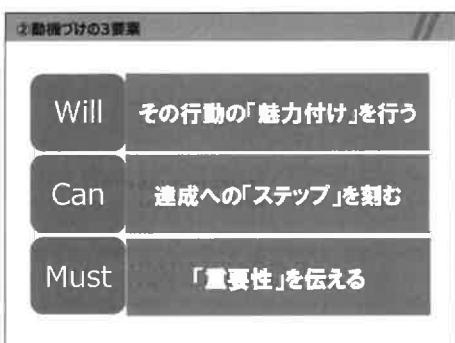
86



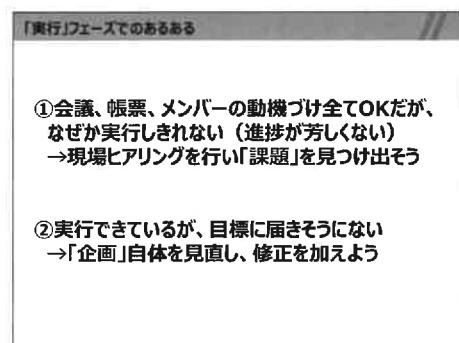
82



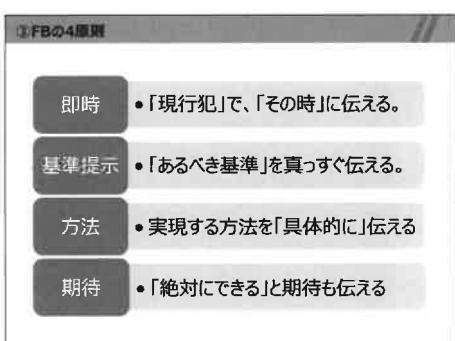
87



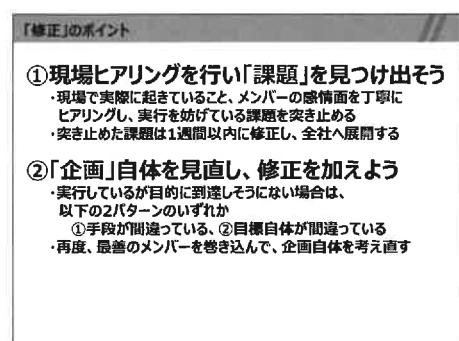
83



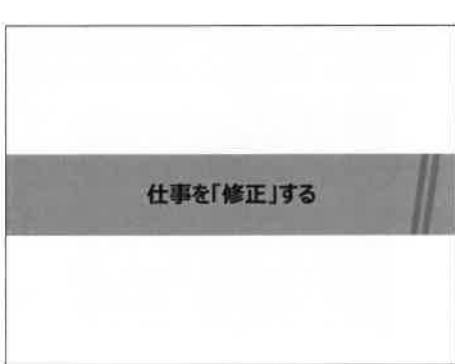
88



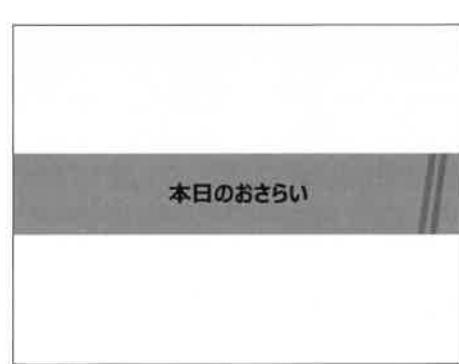
84



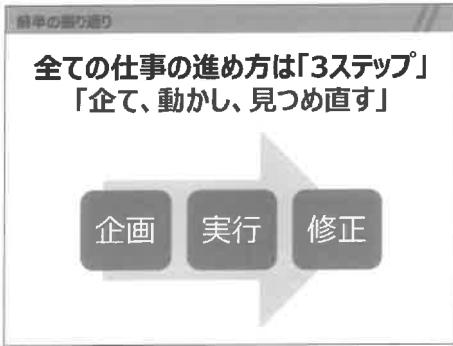
89



85



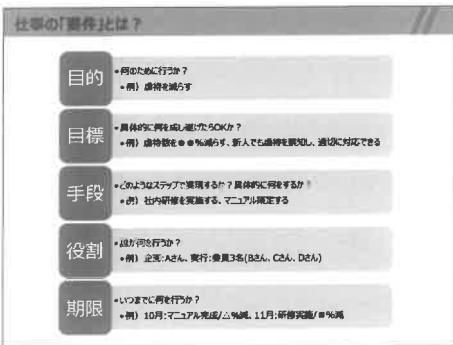
90



91

- 「会議」を考える方法
- ①「目的」を明確にする
 - ・情報共有か？」「課題解決か？」やりたいことを明確に
 - ・ここを明確にしないことが、会議を形骸化させる一番の要因
 - ②「目的」を達成できる「最適な人員/時間」
 - ・「いたん関係者全員を参加させる」は絶対NG
 - ・参加することでその場に価値が生まれる人を会議に召集する
 - ・最適な会議時間の設計をする。(情報共有15分、メールOK。議論1時間。)
 - ③事前にゴール・アジェンダ・時間配分を決める
 - ・会議の設定者は、ゴール・アジェンダ・時間配分を決める
 - ・ゴール：何を達成できればOKか、アジェンダ：何について話すか
 - ④ポールの所在を明確にする
 - ・誰が「何を」「いつまでに」するのか明確にする

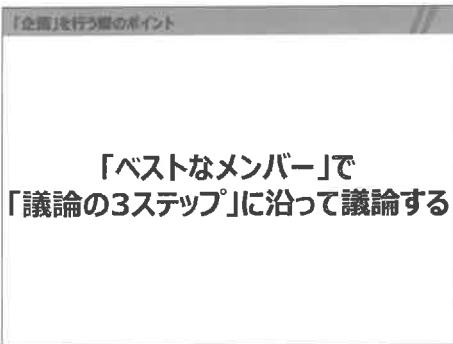
96



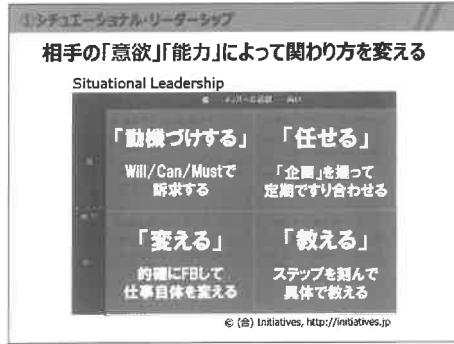
92

- 「帳面」を考える方法
- ①管理したい「指標」を明確にする
 - ・目標の達成度合いを測るために必要な指標を絞り込む
 - ②「パッと見」でわかるフォーマットにする
 - ・未記入だと赤塗りされるなど、一目見れば判断できるフォーマットを作成する
 - ③使用者が更新しやすい工夫をする
 - ・記入欄が明確、〆切の日付がわかりやすい

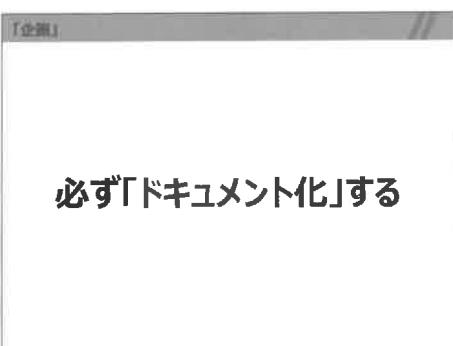
97



93



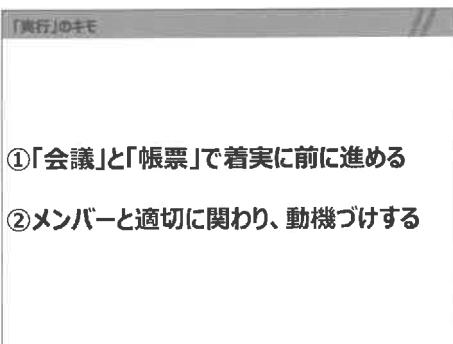
98



94



99



95

- 「修正」のポイント
- ①現場ヒアリングを行い「課題」を見つけ出そう
 - ・現場で実際に起きていること、メンバーの感情面を丁寧にヒアリングし、実行を妨げている課題を突き止める
 - ・突き止めた課題は1週間以内に修正し、全社へ展開する
 - ②「企画」自体を見直し、修正を加えよう
 - ・実行しているが目的に到達しそうにない場合は、以下の2パターンのいずれか
 - ①手段が間違っている、②目標自体が間違っている
 - ・再度、最善のメンバーを巻き込んで、企画自体を考え直す

100

③FBの4原則	
即時	・「現行犯」で、「その時」に伝える。
基準提示	・「あるべき基準」を真っすぐ伝える。
方法	・実現する方法を「具体的に」伝える
期待	・「絶対にできる」と期待も伝える

101

【修正】のポイント	
①現場ヒアリングを行い「課題」を見つけ出そう	<ul style="list-style-type: none"> ・現場で実際に起きていること、メンバーの感情面を丁寧にヒアリングし、実行を妨げている課題を突き止める ・突き止めた課題は1週間以内に修正し、全社へ展開する
②「企画」自体を見直し、修正を加えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・実行しているが目的に到達しそうにない場合は、以下の2パターンのいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①手段が間違っている、②目標自体が間違っている ・再度、最善のメンバーを巻き込んで、企画自体を考え直す

102

質疑応答	

103

厚生労働省
令和4年度障害者総合福祉推進事業

障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の
更なる質の向上に資する研修に関する研究

令和5年3月
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会